

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法	法
金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 37 号）	改正法
金融商品取引法施行令	施行令
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令	定義府令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式	別紙様式
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成 29 年内閣府令第 55 号）	改正府令
金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令	重要情報公表府令
投資信託及び投資法人に関する法律施行規則	投信法施行規則
高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件	告示
金融商品取引法第 27 条の 36 の規定に関する留意事項（フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン）	ガイドライン
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	監督指針
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）高速取引行為者向けの監督指針	高速取引行為者向けの監督指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●株式等の高速取引を行う者に対する登録制の導入等		
▼高速取引行為の定義(法第2条第41項、施行令第1条の22、定義府令第26条、告示)		
(高速取引行為となる情報の伝達先(定義府令第26条第1項、告示))		
1	<p>高速取引行為となる情報の伝達先として7つの金融商品取引所等が指定されているが、これらが指定されている合理的な理由・背景は何か。</p> <p>また、他の金融商品取引所等が将来指定される場合の手続がどのようなものになるかを明確にしてほしい。指定のための具体的な基準があり、指定される際はパブリックコメントの対象となるのか。</p>	<p>定義府令第26条第1項の規定に基づき、金融商品取引所等(同項各号)のうち、取引の状況その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものを告示で指定しています。</p> <p>また、今後、これに該当するものがある場合には、告示で追加の指定をすることが考えられます。その際には、意見公募手続(パブリックコメント)については、行政手続法に則って対応することとなります。</p>
2	<p>今般の改正は、高速取引行為となる情報の伝達先として指定された7つの金融商品取引所等に上場している全ての商品に適用されるものなのか。立会外取引も対象となるのか、それとも、何か例外的な取扱いがあるのか。</p>	<p>告示で指定された金融商品取引所等において行われる全ての有価証券の売買及び市場デリバティブ取引(立会外取引を含む。)に係る行為が対象となります。</p>
(高速取引行為となる情報の伝達方法(定義府令第26条第2項))		
3	<p>「前項に定める者が当該伝達を受けるための電子情報処理組織」(定義府令第26条第2項第1号)とは、金融商品取引所等における売買システムを指し、取引参加者側の回線を繋ぐアクセスポイントは含まれないとの理解でよいか。</p>	<p>基本的には、金融商品取引所等のマッチング・エンジン(取引の約定システム)が該当するものと考えられます。</p>
4	<p>「これに隣接し、又は近接する場所を含む」(定義府令第26条第2項第1号)とは、「法第2条第41項の伝達に係る同項の判断を行う電子情報処理組織」(同号)の金融商品取引所等の売買システムからの物理的な距離により判断されるとの理解でよいか(JPX コロケーションから直接は発注できず、一旦、JPX コロケーションの外部のアクセスポイントから外に出て、外部のサーバを経由して再び同アクセスポイントを経由して発注しなければならない場合であっても、同様に当該物理的な距離により判断されるとの理解でよいか。)</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p>

5	<p>「隣接」及び「近接」の範囲を明確化してほしい。金融商品取引所等のマッチング・エンジンと同じ場所にある場合と比べた情報伝達速度のレイテンシを基準にする等の客観的な定義は困難か。</p>	<p>例えば、金融商品取引所等がマッチング・エンジンを設置する施設に隣接する建物及びこれらの最寄りの建物は、「これに隣接し、又は近接する場所」(定義府令第26条第2項第1号)に所在するとの要件に該当するものと考えられます。</p> <p>なお、規制の潜脱を防止する観点等から、金融商品取引所等のマッチング・エンジンからの距離や情報の伝達に要する時間について具体的な数値基準等を定めることは適当でないと考えられます。</p>
6	<p>「これに隣接し、又は近接する場所」には、プロキシミティエリア(JPX(日本取引所グループ)のarrownetのアクセスポイントが設置されているデータセンター内や、JPXプライマリサイト近隣の一部データセンターであって、JPXのコネクティッドサービスの一つであるプロキシミティサービスにより提供されるスペース)が含まれるとの理解でよいか。</p> <p>また、「これに隣接し、又は近接する場所」に所在することには、プロキシミティサービス等の金融商品取引所が提供するサービスを利用することに限られず、JPXのarrownetのアクセスポイントに隣接し、又は近接した場所に電子情報処理施設を設置することが含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>「これに隣接し、又は近接する場所」(定義府令第26条第2項第1号)は、金融商品取引所等が提供する場所に限定されるものではありません。</p> <p>例えば、金融商品取引所等がマッチング・エンジンを設置する施設に隣接する建物及びこれらの最寄りの建物は、当該金融商品取引所等が提供するものか否かにかかわらず、「これに隣接し、又は近接する場所」に所在するとの要件に該当するものと考えられます。なお、ご質問にある「JPXのarrownetのアクセスポイントが設置されているデータセンター」や「アクセスポイントに隣接したデータセンター」が一律に当該要件に該当するものではないと考えられます。</p>
7	<p>「前項に定める者が当該伝達を受けるための電子情報処理組織を設置する場所(これに隣接し、又は近接する場所を含む。)に所在すること」との要件について、具体的に、近接すると判断される想定事例を教えてください。例えば、情報の伝達先である金融商品取引所等のコロケーションサービスの利用や、アクセスポイントに隣接したデータセンターへのサーバの設置等を想定しているものか。そのほかに想定されるケースはあるか。</p>	
8	<p>「判断を行う電子情報処理組織が設置されている施設」が「伝達を受けるための電子情報処理組織を設置する場所に所在する」とは金融商品取引所が提供するコロケーションを使用していること、また、「これに隣接し、又は近接する場所に所在する」とは金融商品取引所が提供するプロキシミティサイトを使用していることであるとの理解でよいか。すなわち、金融商品取引所以外のベンダー等が提供するデータセンターに「判断を行う電子情報処理組織」を設置し</p>	

	ている場合は高速取引行為に当たらないとの理解でよいか。	
9	金融商品取引所が注文処理に係る電子情報処理組織を設置する場所は、取引参加者は知り得ないため、発注用のアルゴリズムを組み込んだ電子情報処理組織を設置する施設が、金融商品取引所が注文処理に係る電子情報処理組織を設置する場所と同じ場所又は隣接し、若しくは近接する場所に所在するか否かの判断は、取引参加者の照会を受けて金融商品取引所が回答すべきものとの理解でよいか。	ご質問の「判断」は、金融商品取引所が行うものではありません。
10	「競合することを防ぐ仕組み」(定義府令第 26 条第 2 項第 2 号)とあるが、例えば、専用のサーバを物理的に用意している場面のほか、仮想サーバを用いて注文が他の注文と混在しないような取扱いがされる場合も含まれるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
11	「法第 2 条第 41 項の伝達が他の伝達と競合することを防ぐ仕組み」に該当する仕組みとして典型的に考えられるものを教えてほしい。例えば、物理サーバ又は仮想サーバの占有が含まれ得るか。	「他の伝達と競合することを防ぐ仕組みが講じられていること」(定義府令第 26 条第 2 項第 2 号)には、「高速取引行為を行おうとする者が受託証券会社等との間で仮想サーバ等の専有に係る契約を締結している場合」(高速取引行為者向けの監督指針 III-3-1-2)が含まれますが、これに限定されるものではなく、ご質問のように直接的な契約関係はないが仮想サーバ等を専有する仕組みが講じられている場合も該当するものと考えられます。
12	「法第 2 条第 41 項の伝達が他の伝達(有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うために必要な情報の前項に定める者に対する伝達をいう。)と競合することを防ぐ仕組みが講じられていること。」とは、どのような状態を想定しているか。例えば、高速取引行為者向けの監督指針 III-3-1-2 の「受託証券会社等との間で仮想サーバ等の専有に係る契約を締結している場合」に限定されないと理解でよく、他の伝達と競合することを防ぐ仕組みを意図して講じている状態を意味しているか。	また、仮想サーバ等を専有する仕組みそのものが講じられていなくても、例えば、仮想サーバ等を専有するのと実質的に同等のシステム構成を利用している場合は該当するものと考えられます。

13	<p>「伝達が他の伝達と競合することを防ぐ仕組みが講じられていること」について、高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-3-1-2に「例えば、高速取引行為を行おうとする者が受託証券会社等との間で仮想サーバ等の専有に係る契約を締結している場合が含まれる」とあるが、例えば、用いる伝達の方法について必ずしも当該伝達の方法を専有する旨の契約が締結されていない場合であっても、伝達の方法として、取引を行う者が直接仮想サーバを利用し金融商品取引所への接続を行う仕組みを選択する等により、結果として当該伝達を行う方法が他の伝達と競合しない構成となっている場合も該当するとの理解でよいか。</p> <p>また、専有に係る契約がなく、例えば、形式上共有という形をとっておきながら、実体は限りなく専有に近いような場合（ほとんど発注されない顧客や、受託証券会社によって発注量をコントロールできるものとの仮想サーバ等の共有など）には、高速取引行為とみなされるべきであることから、それらは「個別事例ごとに実態に即して実質的に判断される」との理解でよいか。</p>	
14	<p>「競合することを防ぐ仕組み」とは、具体的には、一の取引者（自己又は顧客）が仮想サーバや専用ID・TAP等を専属的に使用し、その発注が他者の注文に遮られない状態との理解でよいか。例えば、一つの仮想サーバや専用ID・TAPからの発注に多数の顧客の注文が入り混じり、かつ、注文間に優劣がない（当該仮想サーバや専用ID・TAPが受け付けた順に金融商品取引所側へ送り出される）状況において、そのうちのある顧客がアルゴリズムを使用した注文が混ざっていたとしても、「競合することを防ぐ仕組み」が取られていないため、当該顧客のアルゴリズム取引は高速取引行為に該当しないとの理解でよいか。</p>	

15	<p>「他の伝達と競合することを防ぐ仕組み」の大阪取引所デリバティブシステムでの捉え方は、以下のとおりでよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用 TAP に接続するための ID を特定の投資家に割り当てる場合には、大阪取引所のシステム上「他の伝達と競合することを防ぐ仕組み」のため、該当する。 ・共用 TAP に接続するための ID を特定の投資家に割り当てる場合には、大阪取引所のシステム上、他の ID 所有者の注文と競合するような仕様のため、該当しない。 	<p>専用 TAP に接続するための ID の割当てを受ける場合には、「他の伝達と競合することを防ぐ仕組みが講じられていること」との要件に該当するものと考えられます。</p> <p>共用 TAP に接続するための ID の割当てを受ける場合には、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、基本的には、当該要件に該当しないものと考えられます。</p>
16	<p>「競合することを防ぐ仕組み」は、「判断を行う電子情報処理組織」から金融商品取引所への接続が専有されている場合に限定されるとの理解でよいか。例えば、以下のケースはどうか。</p> <p>①共有発注システムにより、金融商品取引所との接続で大きな共有帯域をもって、事実上顧客間の注文が競合しない状況になっているシステム</p> <p>②グループの海外拠点と顧客の高速スワップ取引で、自動的に金融商品取引所において株式等でヘッジを行うシステム(ヘッジを行う金融商品取引所との接続は大きな帯域で事実上顧客のスワップヘッジ間で競合しない状況になっているもの)</p> <p>③オムニバス口座の裏にいる顧客の場合</p>	<p>①及び②については、仮想サーバ等の専有に係る契約を締結している場合でなくても、例えば、仮想サーバ等を専有するのと実質的に同等のシステム構成を利用している場合には、「他の伝達と競合することを防ぐ仕組みが講じられていること」に該当するものと考えられます。</p> <p>③については、ご質問の「オムニバス口座の裏にいる顧客」であるか否かは、「競合することを防ぐ仕組みが講じられていること」への該当性と直接の関係はないものと考えられます。</p>
17	<p>以下の事例は、「他の伝達と競合することを防ぐ仕組みが講じられている」場合に該当するか。</p> <p>①物理的に区別されるサーバ1台が1名の投資家に提供される場合</p> <p>②物理的に区別されるサーバ1台が複数の投資家に提供されるが、同サーバ上に複数のバーチャルサーバが存在し、投資家ごとに専用のバーチャルサーバが提供される場合</p> <p>③物理的に区別されるサーバレベルでもバーチャルサーバレベルでも、投資家ごとに専用のサーバが提供されるものの、複数のサーバ及び複数のバーチャルサーバがスイッチ1台を共有し、この共有スイッチを通じて、金融商品取引所のネットワークに接続され、また、各自充てられたバーチャルサーバに接続されている場合</p>	<p>①及び②については、基本的には、該当するものと考えられます。</p> <p>③については、「スイッチ1台を共有」の具体的な内容が必ずしも明らかではありませんが、例えば、仮想サーバ等を専有するのと実質的に同等のシステム構成を利用している場合には、該当するものと考えられます。</p>

18	「他の伝達と競合する」とは、ある行為者による金融商品取引所等に対する伝達が、他の行為者の金融商品取引所等に対する伝達と競合しないことを意味するとの理解でよいか。「他の伝達」の「他の」の意義が曖昧なように思われるため、その意義を明らかにしてほしい。	「他の伝達」(定義府令第 26 条第2項第2号)は、基本的には、他者の伝達か否かではなく、伝達ごとに判断されるべきものと考えられます。
19	同一グループに属する複数の法人が発注システムを共用している場合には、「他の伝達と競合することを防ぐ仕組み」に該当しないとの理解でよいか。	
20	高速取引行為者が、当社においては定義府令第 26 条第2項に該当しない方法で取引をしている場合には、当社は高速取引行為の受託はないとの理解でよいか。	定義府令第 26 条第2項に定める方法に該当しなければ、「高速取引行為」(法第2条第 41 項)には該当しません。
(高速取引行為となる行為(施行令第1条の 22))		
21	施行令第1条の 22 第1号に掲げる行為は、具体的には、どのような運用行為を想定しているのか。	例えば、ファンドの運用者が当該ファンドの財産の管理者に対し、有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うことを内容とした当該ファンドの財産の運用の指図を行うことは、施行令第1条の 22 第1号に掲げる行為に該当するものと考えられます。
22	<p>法第2条第 41 項第1号に掲げる行為を行う者として高速取引行為に係る登録を受けている法人 A と、当該法人 A と取引等をしているが高速取引行為に係る登録を受けていない法人 B がいるときに、施行令第1条の 22 第2号により、どのような場合に法人 B に高速取引行為に係る登録が必要となるのか、以下の点から確認したい。</p> <p>①施行令第1条の 22 第2号が具体的にどのような場面を想定しているのか、例示してほしい。法人 A と何らかの取引・行為がある場合に高速取引行為者としてすべからず登録が必要となるわけではないことを確認したい。</p> <p>②「店頭デリバティブ取引を行うことその他の方法により」とあるが、「その他の方法」とは具体的にどのようなものか。例えば、有価証券について価値・分析を行っている法人 B がいたとして、そのレポートに基づき、法人 A が具体的な有価証券取引を想定し、高速取引行為のためのコンピュータ上のパラメーターを変更した場合にも、この規定の適用があるのか。また、法人 B と情報交換をした結果、法人 A が高速取引行為を思いついた場合はど</p>	<p>①例えば、証券会社等との間でトータル・リターン・スワップに係る契約を締結した上で、個別具体的な銘柄等の指示を行い、当該証券会社等が当該指示に基づいてヘッジ取引としての有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う場合における当該指示は、施行令第1条の 22 第2号に掲げる行為に該当するものと考えられます。</p> <p>また、「法第2条第 41 項第1号に掲げる行為を行う者」(施行令第1条の 22 第2号)とは、有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う者であり、高速取引行為を行う者ではありません。いずれにしても、高速取引行為を行う者と何らかの取引・行為があることのみをもって、施行令第1条の 22 第2号に該当したり、高速取引行為者として登録が必要になるわけではありません。</p> <p>②「その他の方法」(施行令第1条の 22 第2号)は一切の方法を含むものであり、「法第2条第 41 項第1号に掲げる行為を行う者を相手方として店頭デリバティブ取引を行うこと」はその例示です。具体的な規制の適用については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、個別具体的な有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を特定しないレポートや、単なる情報</p>

	<p>うか。さらに、高速取引行為を行うためのコンピュータ設備の保守・管理を受託している場合には該当しないとの理解でよいか。</p> <p>③「当該者に同号に掲げる行為を行わせることとなる」は、誰の判断によるものと考えべきか。法人 A の判断か、法人 B が確認すべきものか。</p> <p>④施行令第1条の 22 第2号のみで、実際に高速取引行為を行わない者に業登録を求めてしまうと、登録申請との関係においては、高速取引行為について法令遵守体制を構築、電子情報処理組織設置の管理等、実際には想定しづらい状況を招いてしまうおそれがある。業登録を求める範囲について、実効性の観点からも、妥当な範囲に限定されるような文言に変更してほしい。</p>	<p>交換及びコンピュータ設備の保守・管理は、基本的には、「同号に掲げる行為を行わせることとなる取引又は行為」には該当しないものと考えられます。</p> <p>③法第2条第 41 項第1号に掲げる行為を行う者に同号に掲げる行為を行わせることとなる取引又は行為を行う者になると考えられます。</p> <p>④上記②のとおり、高速取引行為を行う者と何らかの取引・行為があることのみをもって、施行令第1条の 22 第2号に該当したり、高速取引行為者として登録が必要になるわけではありませんので、ご指摘は当たらないものと考えられます。</p>
23	<p>「その他の方法」(施行令第1条の 22 第2号)には、VWAP ギャランティー取引を証券会社と行う場合の証券会社との取引(金融商品取引所外での相対の売買取引)のようなものも含まれ得るのか。</p>	<p>ご質問のような取引を行うことも、「その他の方法」から除外されるものではなく、その取引が法第2条第 41 項第1号に掲げる行為を行う者に同号に掲げる行為を行わせることとなるものであれば、施行令第1条の 22 第2号に掲げる行為に該当するものと考えられます。</p>
24	<p>例えば、以下の場合、施行令第1条の 22 第2号の「行わせることとなる取引又は行為」に含まれるとの理解でよいか。</p> <p>①自動発注プログラムを有する外国法人が、国内の金融商品取引業者の海外関連会社を相手方としてエクイティ・スワップ取引を行うことにより、当該海外関連会社に、法第2条第 41 項に定める情報伝達方法で、国内の金融商品取引業者に現物株の売買を委託する行為を行わせる場合</p> <p>②自動発注プログラムを有する外国法人が、国内の金融商品取引業者の海外関連会社を相手方としてエクイティ・スワップ取引を行い、更に当該海外関連会社に当該金融商品取引業者を相手方として同内容のエクイティ・スワップ取引を行わせることによって、当該金融商品取引業者に、法第2条第 41 項に定める情報伝達方法で、現物株の売買を行う行為を行わせる場合</p>	<p>具体的な規制の適用に当たっては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられますが、ご質問の①・②のいずれも、基本的には、施行令第1条の 22 第2号に掲げる行為に該当するものと考えられます。</p>

25	<p>施行令第1条の22第2号の「法第2条第41項第1号に掲げる行為」(店頭デリバティブ取引のカバー取引又はヘッジ取引としての高速取引行為)と「同号に掲げる行為を行わせることとなる取引又は行為」(店頭デリバティブ取引を行うことその他の方法)との間の関係について、どのような関係が存在することが要件となるか。例えば、店頭デリバティブ取引に係る契約上の法的強制力が前提になっているのではなく、店頭デリバティブ取引に係るカバー取引又はヘッジ取引がアルゴリズムにより自動的に処理されることが要件になっているとの理解でよいか。</p> <p>また、店頭デリバティブ取引を行う者において、その取引相手方が当該カバー取引又はヘッジ取引を法第2条第41項第1号に掲げる行為により行うことにつき外形上判別不可能な場合には、当該店頭デリバティブ取引は高速取引行為に該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>具体的な規制の適用に当たっては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられますが、例えば、顧客との店頭デリバティブ取引について証券会社が行うカバー取引又はヘッジ取引の個別具体的な内容が、当該顧客の指示に基づいて決定されるような関係が存在する場合には、当該顧客の指示は施行令第1条の22第2号に掲げる行為に該当するものと考えられます。</p> <p>なお、「法第2条第41項第1号に掲げる行為」は、「高速取引行為」ではなく、「有価証券の売買又は市場デリバティブ取引」であり、ご質問にある「アルゴリズムにより自動的に処理される」ものに限定されるものではありません。</p> <p>また、ご質問のように発注が複数回に分けて行われる場合でも該当するものと考えられます。</p>
26	<p>施行令第1条の22第2号の①「行わせることとなる取引又は行為」と行わせられることとなる②「法第2条第41項第1号に掲げる行為」の間には、①があれば当然②が行われるといった関係性が必要か。また、①の行為・取引は一つだけだが、それに対応する②の発注が複数回行われるような場合でも該当するのか。</p>	
27	<p>施行令第1条の22第2号の「法第2条第41項第1号に掲げる行為」とは、単なる「有価証券の売買又は市場デリバティブ取引」という解釈になるのか。それとも、法第2条第41項に規定する高速取引行為としての要件を全て満たした「有価証券の売買又は市場デリバティブ取引」ということになるのか。</p>	
28	<p>法第2条第41項では「次に掲げる行為であって、当該行為を行うことについての判断が電子情報処理組織により自動的に行われ」とあるので、施行令第1条の22第2号に掲げる行為についても、その行為を行うことについての判断が電子情報処理組織により自動的に行われるもののみが該当するとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
<p>(判断が電子情報処理組織により自動的に行われるもの(法第2条第41項柱書))</p>		

29	<p>「電子情報処理組織により自動的に行われ」とあるが、いかなる速度で行われるものであっても該当することになってしまうのか。緩やかな速度で行われるものは「高速取引」ではないと考えられるところ、何らかの基準を示したほうがよいのではないか。</p>	<p>法第2条第 41 項各号に掲げる行為を行うことについての判断が電子情報処理組織により自動的に行われるものは、判断の速度や自動化の程度にかかわらず、該当するものと考えられます。</p>
30	<p>当該行為を行うことについての「判断」が「自動的に行われ」とあるが、「自動的」とは、判断過程においてどの程度の自動化を想定するのか、政令・内閣府令において明らかにしてほしい。</p>	
(複数の主体が関与する場合)		
31	<p>高速取引行為者として登録を求められるのは「判断」している主体であるとの理解でよいか。国内外の証券会社が顧客の委託注文を市場につないでいる場合には、当該証券会社が独自の判断をすることはなく、判断は全て当該顧客にて行われるのであるから、当該証券会社が高速取引行為を行う者としての変更届出をする必要はないとの理解でよいか。</p>	<p>ある行為が法第2条第 41 項各号に該当する場合において、当該行為が同項に規定する「高速取引行為」に該当するか否かは、当該行為ごとに、「当該行為を行うことについての判断が電子情報処理組織により自動的に行われ」等の要件が満たされているかを検討する必要があります。</p> <p>具体的な規制の適用に当たっては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられますが、例えば、金融商品取引所の取引参加者である金融商品取引業者が、高速取引行為者の委託注文を当該金融商品取引所に取り次ぐことは、高速取引行為に該当しないものと考えられます。</p>
32	<p>高速取引行為の受託は、高速取引行為に当たらないとの理解でよいか。</p>	
33	<p>例えば、JPXの提供するコロケーション施設に専用の発注サーバを設置し、仮想サーバを専有する形でアルゴリズムによる自動発注を行う発注者(「原始委託者」)が国内証券会社の海外関係会社に取り口座を開設しており、法形式上、原始委託者が海外関係会社に株式売買の注文を発注し、海外関係会社が国内証券会社に対し当該注文の取次ぎを行い、国内証券会社が海外関係会社からの注文を受託して取引所に発注を行う場合において、高速取引行為を行う者に該当するのは、実態として自ら投資判断を行っている発注主体である原始委託者のみであり、海外関係会社及び国内証券会社は、実態として自ら投資判断を行っている発注主体ではないことから、これには該当しないことを確認したい。</p>	

34	<p>例えば、JPXの提供するコロケーション施設に専用の発注サーバを設置し、仮想サーバを専有する形でアルゴリズムによる自動発注を行う発注者(「原始委託者」)が、国内証券会社の海外関係会社との店頭デリバティブ取引契約に基づく店頭デリバティブ取引注文の発注を行う場合において、海外関係会社が法形式上店頭デリバティブ取引注文のヘッジのための自己勘定による株式注文の発注を国内証券会社に対して行うとき、高速取引行為を行う者に該当するのは、実態として自ら投資判断を行っている発注主体である店頭デリバティブ取引注文の発注者のみであり、海外関係会社及び海外関係会社からの株式注文を受託して金融商品取引所に発注を行う国内証券会社は、実態として自ら投資判断を行っている発注主体ではないことから、これには該当しないことを確認したい。</p>	
35	<p>施行令第1条の22第2号の「法第2条第41項第1号に掲げる行為を行う者に同号に掲げる行為を行わせることとなる取引又は行為を行う」者は、高速取引行為に係る登録の義務がある一方、この場合において「同号に掲げる行為を行わせ」られる者は、法第66条の50の登録又は法第29条の2第1項第7号に係る変更登録は不要であることを確認したい。</p> <p>この場合において、有価証券の売買を行うことについての判断を行っている主体はあくまで高速取引行為に係るプログラムを有する者であるため、「同号に掲げる行為を行わせ」られる者が自動発注プログラムを有していない場合には、当該者の行為は高速取引行為に該当しないと考える。</p>	<p>施行令第1条の22第2号に掲げる行為が高速取引行為に該当する場合でも、当該行為が行わせることとなる有価証券の売買自体が法第2条第41項に定める要件を満たさない場合には、当該売買は高速取引行為に該当せず、当該売買を行う者については、高速取引行為に係る法第66条の50の登録等は不要です。</p>

36	<p>一の取引者が取引戦略に基づくアルゴリズムで発注を行うサーバAが、金融商品取引所等が注文を処理するためのサーバBを設置する場所から離れたところにある(同じ場所や隣接又は近接した場所でない)場合において、サーバAの注文が、サーバBに隣接した場所にある同じ取引者が専用しているサーバC(最適な執行市場を判断して注文を当該市場へ回送するプログラム(Smart-Order Routing)を組み込んだもの)を経由してサーバBへ発注されているときは、当該サーバAからの注文は高速取引行為に該当しないと理解でよいか。</p> <p>アルゴリズム取引を行うためのサーバと、Smart-Order Routingのためのサーバを峻別し、高速取引行為に該当するサーバと注文を明確化したい。</p>	<p>具体的な規制の適用に当たっては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられますが、ご質問の場合には、「サーバC」が「法第2条第41項の伝達に係る同項の判断を行う電子情報処理組織」(定義府令第26条第2項第1号)に該当しないのであれば、「サーバAからの注文」は高速取引行為に該当しないものと考えられます。</p>
37	<p>国内の金融商品取引業者が、取引一任契約に基づき海外関連会社の自己勘定で高速取引行為を行う場合には、海外関連会社が高速取引行為に係る登録を受けるべきか、あるいは、国内の金融商品取引業者が金融商品取引業として高速取引行為を行っているものとして変更届出をし、又は変更登録を受けるべきか。</p>	<p>具体的な規制の適用に当たっては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられますが、ご質問の場合には、基本的には、「国内の金融商品取引業者」が規制の対象になるものと考えられます。</p>
38	<p>例えば、国内証券会社が、第一種金融商品取引業として行う定義府令第16条第1項第8号イ又はロに掲げる行為として、当該国内証券会社の関係外国金融商品取引業者(英国拠点)の勘定で行う取引について運用の指図を行う場合には、国内証券会社のこの行為は法第2条第41項第3号により施行令第1条の22第1号に定められる行為であって、その行為に係る判断を行っている者は国内証券会社であることから、国内証券会社の当該行為は高速取引行為に該当すると考えられる一方、当該取引は国内証券会社の関係外国金融商品取引業者(英国拠点)の勘定で行われるものの、国内証券会社の関係外国金融商品取引業者(英国拠点)は当該取引に係る判断を行っていないことから、国内証券会社の関係外国金融商品取引業者(英国拠点)の行為は高速取引行為に該当しないものと考えられる。したがって、国内証券会社は法第31条第1項の規定に基づき高速取引行為を行う旨の届出を行う必要があるが、当該関係外国金融商品取引業者(英国拠点)について</p>	<p>具体的な規制の適用に当たっては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであると考えられますが、ご質問の場合には、基本的には、それぞれ「国内証券会社」、「関係外国金融商品取引業者(香港拠点)」が規制の対象になるものと考えられます。</p>

	<p>は法第 66 条の 50 の登録は不要との理解でよいか。</p> <p>また、国内証券会社の別の関係外国金融商品取引業者(香港拠点)が、国内証券会社の関係外国金融商品取引業者(英国拠点)の勘定で行う取引について運用の指図を行う場合についても、国内証券会社の関係外国金融商品取引業者(香港拠点)のこの行為は法第2条第 41 項第3号により施行令第1条の 22 第1号に定められる行為であって、その行為に係る判断を行っている者は国内証券会社の関係外国金融商品取引業者(香港拠点)であることから、国内証券会社の関係外国金融商品取引業者(香港拠点)の当該行為は高速取引行為に該当すると考えられる一方、当該取引は国内証券会社の関係外国金融商品取引業者(英国拠点)の勘定で行われるものの、国内証券会社の関係外国金融商品取引業者(英国拠点)は当該取引に係る判断を行っていないことから、国内証券会社の関係外国金融商品取引業者(英国拠点)の行為は高速取引行為に該当しないものと考えられる。したがって、国内証券会社の関係外国金融商品取引業者(香港拠点)は法第 66 条の 50 の登録を受ける必要があるが、国内証券会社の関係外国金融商品取引業者(英国拠点)については同条の登録は不要との理解でよいか。</p>	
39	<p>施行令第1条の 22 第1号に掲げる高速取引行為とは、高速取引行為を行うことについての自動的な判断とコロケーション等の利用を行う実質的な主体が誰かによって判断されるとの理解でよいか。</p> <p>例えば、いわゆるファンドに関しては、受託証券会社等における取引口座の名義人(信託銀行、投資法人、SPC、カストディ、トラスティ又は海外証券業者等(非居住者又は外国法人である顧客は、海外証券業者等に取引口座を開設し、当該海外証券業者等が自ら名義人となって受託証券会社等に取引口座を開設した上、当該非居住者又は外国法人の有価証券の売買及び市場デリバティブ取引の注文を受託証券会社等に取り次ぐ))ではなく、当該ファンドの運用者又は当該運用者の外部委託先である運用者の行為が該当し、当該運用者は高速取引行</p>	<p>ご質問のような場合における具体的な規制の適用については、法第2条第 41 項各号に掲げる行為を行うことについての判断に係る当該行為を行う者について、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p> <p>なお、当該者以外の者についてまで、重複して登録等を求めるものではありません。</p>

	<p>為者に係る登録が必要になるとの理解でよいか(受託証券会社等の取引口座における名義人は高速取引行為に係る登録は不要との理解でよいか)。</p>	
40	<p>ファンドがその資産につき投資運用業者に運用を委託し、投資運用業者が高速取引を含む投資方針に従って当該ファンドの資産を運用する場合には、改正案によると、ファンド及び投資運用業者双方が「高速取引行為」を行うものとして登録義務の対象になるように読めるが、投資運用業者が適切に登録を受け、報告等をすれば足りるのであって、重複してファンドに登録義務を課す必要はなく、また、実際に高速取引を自ら行うわけではないファンドに対して、有価証券の売買の状況及び市場デリバティブ取引の状況を含む事業報告書の提出義務等を負わせるのは、過度の規制である。したがって、施行令第1条の22第1号から「(その指図を含む。)」を削除し、同条第2号には「当該相手方が高速取引行為者又は第16条の4の2各号のいずれかに該当する者である場合を除く。」との除外規定を追加してほしい。</p>	
41	<p>法律上や商業上の理由で、多くの金融取引を行っている会社は、複数の国際関連会社により運用を行っている。金融庁へ柔軟性がある事業法人の登録の仕組みを求めたい。例えば、複数の関連会社を一つの事業法人として登録を受けられるような仕組みが適切である。</p>	<p>高速取引行為者としての登録は、法人又は個人単位で行われることとなっており(法第66条の50、第66条の53)、仮に、同一グループ内の法人であったとしても、「高速取引行為」(法第2条第41項)を行う場合には、法人ごとに登録が必要となります。</p> <p>なお、各法人の行為が「高速取引行為」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>
42	<p>法令に定める高速取引行為を行っている拠点、社内チーム又は法人が同一グループ内で複数存在する場合の高速取引行為に係る登録は、最終的に発注の許可を出している法人のみが受けることでよいか。</p>	
43	<p>企業グループが、高速取引行為者の定義に該当し、かつ、取引の決定につき責任を負うグループ内の法人1社を特定できる場合には、当該法人のみについて登録を要するとの理解でよいか。一方、企業グループ内で別個の取引の判断を行い高速取引行為に係る登録要件に該当する複数の法人を有する場合には、当該法人の全てが登録を要するとの理解でよいか。</p>	

44	<p>企業が企業グループ内で複数の登録の必要性を最小限に抑えることができるように、柔軟な対応と、登録申請に係る企業と個別の折衝に応じるよう求める(特に、システム、ポリシー、手続及びコントロールに関する情報の多くは、企業グループ内の法人に共通している)。複数かつ重層的な登録を求めることは、コストは非常に大きい、規制上の利点がほとんど又は全く認められない。</p>	
45	<p>改正案は、企業グループの中に中心となる高速取引の事業法人が含まれる場合(そして、それが投資判断を実施する場合)には、(規制当局との個別協議に基づき)単なるブッキング法人やファンドではなく、当該中心となる法人が高速取引行為者の登録の目的における対象会社として取り扱われるべきと考える。他方、同一企業グループ内で複数の法人が取引執行裁量権を有する場合には、その全てについて登録が必要であると理解している。</p>	
(その他)		
46	<p>高速取引行為に関する投資又は取引の決定を行う者を含む関連基準を満たす場合に、法人が登録する必要があることを理解する。誰が投資又は取引の状況のモニタリングを行っているかを決定するに当たって、どのような要素が考慮されるかについての更なる指針を提供してほしい。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、高速取引行為に係る具体的な行為の内容等については様々なものが考えられるため、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>
47	<p>高頻度取引に限定して規制を課すべきであり、アルゴリズム取引全般を規制対象とすべきではない。</p> <p>また、金融商品取引業者において、レイテンシのためではなく、スループットのために、法第2条第41項の要件を満たす投資家専用のサーバ(又はバーチャルサーバ)を提供した場合における同項各号に掲げる行為は、取引頻度等にかかわらず、「高速取引行為」に該当するか。</p>	<p>今般の改正では、高頻度性を「高速取引行為」(法第2条第41項)の要件とはしておりません。これは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速取引行為に該当するようなシステムを用いる者が体制整備・リスク管理を適切に行っていない場合のリスクを考えれば、当該者が常態として取引頻度が低いだけでは、高速取引について指摘されるような懸念が払拭されるとはいえないこと、 ・法第38条第8号において金融商品取引業者等が無登録の者が行う高速取引行為に係る有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託を受ける行為等が禁止されていますが、高頻度性を要件とすれば、高速取引を行う投資家が複数の金融商品取引業者等に分けて発注した場合には、金融商品取引業者等からは高速取引行為の要件の充足性を確認することが困難となり、規制の実効性を確保できなくなること、

		・数値基準に対する潜脱行為を防止する必要があること 等を理由としています。
48	法第2条第41項に「(その内容等を勘案し、投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。)」とあるが、政令で除外されるものを定めないのであるか。	今般の改正において、ご質問にある「政令で定めるもの」として規定するものではありません。
▼無登録で高速取引行為を行う者からの受託等の禁止(法第38条第8号、施行令第16条の4の2、金商業等府令第116条の4)		
49	顧客が高速取引行為者であったとしても、当該顧客から受託する取引が高速取引行為の定義を満たさない場合には、当該受託行為は、法第38条第8号の禁止行為に該当せず、また、当該受託行為に係る注文伝票や取引日記帳においても高速取引行為として取り扱う必要はないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
50	顧客側の高速取引行為者として求められている事柄を確認することは登録時の責務であり、受託者の責務とすることに違和感がある。	今般の株式等の高速取引を行う者に対する登録制の導入等に際しては、海外に拠点を有する投資家に対してもその実効性を確保することが必要であること等を踏まえ、証券会社等に対し、無登録で高速取引行為を行う者からの取引の受託等を禁止することとしたものです。
51	ファンドからの発注、委託の取次ぎ、海外業者のオムニバス口座を通じた取引のように、口座の名義人と実際の発注行為者が異なる場合や取次者を介している場合など、形式的には、その注文に関して法第2条第41項各号に掲げる行為を行っていることに該当し得る者が複数存在する場合がありますが、その場合でも、証券会社が法第38条第8号の適用に関して無登録者か否かを確認しなければならない者は、その注文の実質的な決定者のみとの理解でよいか。なお、注文の発注はサーバが自動で行うので、実質的な決定者は、発注プログラムの決定をし、また、コロケーション等を利用して発注することを決定した者との理解でよいか。	具体的な行為の内容等について様々な場合が考えられることから、法第38条第8号の禁止行為の対象に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。
52	金融商品取引業者の義務としては、高速取引行為者の登録が取り消された事実や高速取引行為に係る業務の停止の命令を受けた事実を速やかに知るための合理的な努力をした上で、そのような事実を知ってから実務上可能な範囲で速やかに受託を停止すればよいことを明記してほしい。	今般の株式等の高速取引を行う者に対する登録制の導入等に際しては、海外に拠点を有する投資家に対してもその実効性を確保することが必要であること等を踏まえ、証券会社等に対し、無登録で高速取引行為を行う者からの取引の受託等を禁止することとしたものです。 無登録者等ではないことの確認の具体的方法や、

53	<p>金商業等府令第 116 条の4第2号の「高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置を適正に講じていることを確認することができない」とはどういう意味か、明らかにしてほしい。</p> <p>また、金融商品取引業者において、高速取引行為による取引を行おうとする者から新規に受託する場合には、取引開始段階では、当該取引の委託者が委託文書中において「取引開始時に、高速取引行為者の業務管理体制として定める、取引システムの管理を十分に行うための措置を講じていること」を表明・保証すれば、監督指針 IV-3-2-3(4)①イを満たし、かつ、金商業等府令第 116 条の4第2号の「高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置を適正に講じていること」が確認できると言えるのであって、当該委託者が定める業務管理体制が適切かといった審査までは不要との理解でよいか。</p>	<p>高速取引行為者が無登録者等に該当することとなった場合に直ちに当該高速取引行為者からの受託等を中止するための措置の具体的内容は、監督指針 IV-3-2-3(4)①及び②において例示していません。</p> <p>証券会社等においては、これらの例示を踏まえ、上記禁止に違反する行為を防止するために必要な措置を講じていくことが適当であると考えられます。</p>
54	<p>無登録者等から受託しない義務については、取引開始時に登録を証明する書面のコピーを要求するとともに、その後の変更等について直ちに通知する旨の合意を表す書面等を差し入れさせるような対応をしている場合には、金融商品取引業者としての確認義務は果たしているとの理解でよいか。</p> <p>また、高速取引行為に係る設備の管理を十分に行うための措置を適正に講じていることを確認することができない者から受託しない義務については、取引開始時に、そのような管理体制を講じている旨の確認書を顧客から取得し、かつ、取引システムに異常が生じた場合には書面により報告する旨の確約を顧客から取り付ければ、金融商品取引業者としての確認義務は果たしているとの理解でよいか。</p>	
55	<p>監督指針 IV-3-2-3(4)①ロにおいて、証券会社等における留意事項として「取引開始後に、高速取引行為者の取引システムに異常が発生した場合に、書面等による適切な報告・説明を得られないこと」があるが、これは、受託証券会社が高速取引行為者のシステムの異常を検知した場合等に行われる受託証券会社から高速取引行為者への問い合わせに対する回答</p>	

	として適切な報告・説明を受けられないこととの理解でよいか。	
56	高速取引行為者が無登録者等に該当することとなったにもかかわらず、直ちに受託証券会社への連絡を行わず、かつ、高速取引行為に係る発注を継続した結果として、受託証券会社が無登録者等からの高速取引行為に係る注文を受託し続けた場合においても、監督指針Ⅳ－3－2－3(4)②の括弧書に示されている措置を講じているときは、法第38条第8号の禁止行為に該当しないとの理解でよいか。	
57	高速取引行為者として登録を受けているかどうか、行政処分を受けているかどうかについて、受託証券会社が顧客口座開設時やシステム導入時に組み込むことはできても、常にそのステータスを反映させて能動的に把握するのは困難である。	
58	改正法の施行の日(平成30年4月1日)までに登録が完了するように、いつ頃から高速取引行為者の登録申請を受け付ける予定か。 仮に、高速取引行為者の登録申請の受付及び登録が施行前に開始されない場合には、施行後一定の期間、法第38条第8号の適用を猶予してほしい。	改正法の施行後に登録申請が可能となりますが、施行前においても、登録に係る事前相談等に応じる予定です。 なお、改正法の施行の際現に高速取引行為を行っている者は、施行後6月間は、法第38条第8号の規定の適用について同号に規定する高速取引行為者とみなす旨の経過措置が整備されています(改正法附則第3条第2項)。
59	顧客管理の利便に供するため、「適格機関投資家に関する情報」と同様に、高速取引行為者の一覧を金融庁ウェブサイトに掲載してほしい。また、登録抹消及び業務停止命令が発せられた場合には、速やかに反映してほしい。	金融庁ウェブサイトの「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」に、高速取引行為者の一覧を掲載する予定です。 また、高速取引行為者に対して業務停止命令を行った場合には、官報により公告するほか、原則として、金融庁ウェブサイトにおいて公表する予定です。
60	高速取引行為を行う者の登録状況等(資本金や住所等を含む。)は、金融庁の「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」において公表する予定か。また、外国に住所を有する者が高速取引行為を行う場合には、どのような公表内容を想定しているか。さらに、英語で登録状況等を公表する予定はあるか。	金融庁ウェブサイトの「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」に、高速取引行為者の一覧を掲載する予定です。 この一覧には、外国に住所を有する高速取引行為者も含まれることとなります。また、この一覧には、登録番号、登録日、商号、主たる営業所の所在地等を日本語及び英語で記載する予定ですが、資本金の額を記載する予定はありません。
61	金商業等府令第116条の4第1号の「高速取引行為に係る業務の停止の命令を受けている高速取引行為者」に該当するかを確認するため、該当者を金融庁において速やかに公表する必要があると考えられるが、業務停止命令	高速取引行為者に対して業務停止命令を行った場合には、官報により公告するほか、原則として、金融庁ウェブサイトにおいて公表する予定です。 また、金融庁ウェブサイトには、高速取引行為者登録簿ではなく、「免許・許可・登録等を受けている業

	<p>は、行政処分同様に、その都度速やかに金融庁ウェブサイト等で公開されるとの理解でよいか。</p> <p>また、登録を抹消された高速取引行為者であった者について確認することができる手段とするため、金融庁ウェブサイト等において登録簿を一覧表示し、登録が抹消された場合には、抹消された日付とともに、少なくとも抹消から1か月は登録簿に記載を残してほしい。</p>	<p>者一覧」に、高速取引行為者の一覧を掲載する予定です。</p>
<p>▼金融商品取引業者の帳簿書類(金商業等府令第 158 条、第 159 条、第 170 条、第 171 条)</p>		
62	<p>一つのアルゴリズム戦略が複数の市場に発注する場合において、市場 A に対する発注については当該市場のシステムに隣接・近接する場所にあるサーバにあるアルゴリズムから発注するので高速取引行為の要件を満たすが、当該サーバから離れた位置に市場のシステムを有する別の市場 B に対し当該サーバから発注してその注文は高速取引行為の要件を満たさないときは、市場 B への注文に係る注文伝票や取引日記帳などの法定帳簿の取扱いは、高速取引行為ではない金融商品取引行為としての対応が求められるとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
63	<p>金商業等府令第 158 条第4項及び第 159 条第4項において、「高速取引行為に関する」注文伝票及び取引日記帳について金商業等府令第 338 条第6項及び第7項を準用するとされているが、法第2条第 41 項及び施行令において「高速取引行為」とは取引行為及び取引を委託する行為等と定義されている。顧客から高速取引行為を受託する金融商品取引業者についての適用はなく、金融商品取引業者(自ら)が行う高速取引行為についての適用であると理解してよいか。その場合には、金商業等府令第 158 条第1項第9号(受注日時)の記載は不要ではないか。</p>	<p>金融商品取引業者が高速取引行為に係る取引を受託する行為についても、金商業等府令第 158 条第4項及び第 159 条第4項に基づき、高速取引行為に関する注文伝票及び取引日記帳を作成する必要があります。</p>
64	<p>金商業等府令第 158 条第4項の「高速取引行為に関する第1項の注文伝票」は、金融商品取引業者が自己勘定で行った高速取引行為だけでなく、顧客から受託した高速取引行為の委託注文の取次ぎについても作成が必要になるとの解釈でよいか。また、金商業等府令第 159 条第4項の「高速取引行為に関する第1項の取引日記帳」についても同様の解釈でよいか。</p>	

65	<p>金商業等府令第 158 条第4項では、第 338 条第7項第1号の規定が準用されているが、同号に規定されている「注文を作成するために用いたプログラムの内容を確認することができるようにすること」は、金融商品取引業者が顧客から受託した高速取引行為の委託注文の取次ぎを行った場合には、当該金融商品取引業者自身は「注文を作成する」行為を行っていないため、求められていないとの理解でよいか。</p> <p>他方、金融商品取引業者が自己で行う高速取引行為の注文伝票については、伝票上の記載欄にプログラムの内容を全て記載することが困難な場合には、プログラムの仕様書等を別途保存した上で、プログラムで実装しているアルゴリズムの名称等を監督指針Ⅲ-3-3(1)⑦に示されている略号により記載し、当該プログラムの仕様書等を通じて、当該注文とプログラムの内容が紐づけられ、事後的に検証可能な形となっていれば要件を充足できることを確認したい。</p>	<p>顧客からの注文の場合において、当該注文を受注した金融商品取引業者に金商業等府令第 158 条第4項において準用する金商業等府令第 338 条第7項第1号の「注文を作成するために用いたプログラム」に該当する事項がないときは、同号の規定による対応は不要と考えられます。</p> <p>また、金融商品取引業者の自己の高速取引行為に係る注文伝票については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、基本的には、ご質問にあるような対応で足りるものと考えられます。</p>
66	<p>金商業等府令第 158 条第4項において準用する金商業等府令第 338 条第7項第1号の規定について、受託証券会社において高速取引行為者の用いたプログラムを把握することができないことから、高速取引行為者から受託する注文については、受託証券会社の注文伝票において、同号の対応は不要との理解でよいか。</p>	
67	<p>顧客の高速取引行為が、トータル・リターン・スワップなどの証券会社を相手方とする施行令第1条の 22 第2号に掲げる行為に該当する店頭デリバティブ取引に該当する場合には、当該証券会社の行う行為は、①当該顧客との間の当該店頭デリバティブ取引及び②当該店頭デリバティブ取引により行わされることとなる自己勘定での有価証券の売買等の2つに分解できると考えている。その場合には、金商業等府令第 158 条第4項及び第 159 条第4項で規定する「高速取引行為に関する第1項の注文伝票・取引日記帳」は、上記①及び②のいずれを作成すればよいか。</p> <p>また、上記の事例と同様に、海外現地法人を介して日本の証券会社に注文を取り次ぐ場合も同様の扱いでよいか。</p>	<p>具体的な行為の内容等について様々な場合が考えられ、ご質問にある①及び②のいずれについても、作成が必要となる場合があり得ると考えられることから、具体的な規制の適用については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>

68	<p>従来型の取引日記帳は高速取引行為に関する取引も含めてそのまま継続して作成しつつ、別帳(監督指針III-3-3(1)①)として、高速取引について新たに記載要件を満たした取引日記帳を追加的に作成するという取扱いも許容されるか。この場合には、従来型の取引日記帳には高速取引とその他取引が混在し、かつ、高速取引であることを示す記載がないため、当該帳簿だけでは高速取引を容易に検索することはできないが、当該検索は別帳により可能になるものとする。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、基本的には、ご質問にあるような対応で足りるものと考えられます。</p>
69	<p>施行日現在、高速取引行為を行っている第一種金融商品取引業者については、改正法附則第2条第1項により法第29条の2第1項第7号に掲げる事項について変更があったとみなされる経過措置期間中における、金商業等府令第158条第4項の高速取引用の注文伝票及び金商業等府令第159条第4項の高速取引用の取引日記帳の各々の対応や月次のオフサイト・モニタリング報告の報告項目の新設への対応について、改正法附則第26条に基づき、政令に附則を設けて、施行日から6か月間又は法第31条第1項の届出が終わって変更登録されるまでのどちらか早い時期までの間、猶予される経過期間を設けてほしい。</p>	<p>金商業等府令第158条第4項、第159条第4項、第170条第3項及び第171条第5項の規定は、改正法附則第2条第1項若しくは第2項又は第3条第1項の規定により高速取引行為を行う者が行う当該高速取引行為に関するものについては適用しないことができる旨の経過措置を設けています(改正府令附則第3条)。</p> <p>なお、監督実務において求めている月次のオフサイト・モニタリング報告の報告項目を新設する場合には、相応の準備期間を設ける必要があるものと考えています。</p>
70	<p>金商業等府令第158条第4項において準用する金商業等府令第338条第6項及び第7項の規定について、特に、タイムスタンプや注文受付番号の記載に関し、証券会社側での帳簿作成システムでの対応が必要なことから、証券会社の顧客である高速取引行為者の登録開始の時期にかかわらず、当該規定の適用開始時期については、別途追加的な猶予期間を設けてほしい。</p>	
71	<p>「高速取引行為に関する第1項の注文伝票」は、施行日から6か月の猶予期間中において、高速取引行為を行う顧客であって登録を完了していない者から受託する注文や、金融商品取引業として高速取引行為を行う旨の変更登録を行っていない金融商品取引業者の自己の取引については、不要との理解でよい。</p>	
<p>▼金融商品取引業者の事業報告書(別紙様式第12号)</p>		

72	「1(26)高速取引行為に係る業務の状況」において取引戦略の名称と類型ごとに売買株数、金額等を記載することとなるが、「名称」に関しては、各社における独自の呼称を用いることができるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
▼高速取引行為に係る登録申請(法第66条の50、第66条の51、金商業等府令第326条～第330条、別紙様式第29号)		
(登録申請書の記載事項(金商業等府令第326条、第327条))		
73	金商業等府令第327条及び第329条は、登録申請書の記載事項及び添付書類について、法人と個人に分けて記載している。海外の高速取引業者の中には、リミテッド・パートナーシップ形態の投資家が存在する。高速取引行為を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の管理者(例えば、当該団体が海外のリミテッド・パートナーシップである場合には、そのジェネラル・パートナー)が登録の主体となるとの理解でよいか。	法人格を有しない組合等の場合には、その業務執行組合員等が、法人又は個人として、登録の主体になるものと考えられます。
74	登録申請者がリミテッド・パートナーシップ等の組合の場合には、登録申請者は、ジェネラル・パートナーに関する情報を記載する(ジェネラル・パートナーが法人であるのか、個人であるのかにより記載を行う)ことでよいか。	
75	金商業等府令第327条第2号を、別紙様式第29号第6面との平仄を合わせて、「国内における主たる営業所又は事務所がある場合には、その名称及び所在地」と修正してほしい。	ご意見にある別紙様式第29号第6面の規定は、金商業等府令第327条第2号の「国内における主たる営業所又は事務所の名称及び所在地」の記載順序についての注意事項に係る部分です。
76	金商業等府令第327条第2号において、外国法人については「国内における主たる営業所又は事務所の名称及び所在地」を登録申請書に記載することとなっているが、国内に営業所又は事務所を設置していない場合には、何を記載すべきか。	国内における主たる営業所又は事務所がない場合には、その旨を記載することとなります。
77	登録申請書の記載事項の資本金の額は、グループ会社全体と登録を受ける法人との間では差が出るため、この項目を除外することを検討できないか。	登録申請書の記載事項の「資本金の額」(法第66条の51第1項第2号)は、登録拒否事由(最低資本金額、法第66条の53第5号口)に係る審査に必要なため、登録を申請する法人の資本金の額を記載することを法律で定めているものであり、これを除外することはできません。
78	高速取引行為に該当しない有価証券取引を行っていることは、法第66条の51第1項第6号の「他に事業を行っているとき」には該当しないとの理解でよいか。	事業として行っている場合には、「他に事業を行っているとき」(法第66条の51第1項第6号)に該当します。

<p>(「国内における代表者」「国内における代理人」)</p>		
79	<p>国内における代理人として「適切な者」の資格要件は特に定められないとの理解でよいか。「報告徴求等に的確に対応できる者」等とあるところ、国内における代理人の責任の範囲について示してもらうことは可能か。</p>	<p>国内における代理人として「適切な者」(高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-3-1-3(1)①ト)の具体的な資格要件は、特に決めておりませんが、当該「適切な者」かどうかは、国内における代理人を定めていないことが登録拒否事由とされている趣旨(海外に拠点を有する投資家に対して監督の実効性を確保すること)や、高速取引行為者向けの監督指針の「適切な者」の例示等を踏まえ、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。また、想定される役割及び責任としては、例えば、登録申請書、変更届出書、事業報告書等の提出及びそれらの記載内容に係る監督当局からの照会への対応、監督当局による報告徴求等への対応等が考えられます。</p>
80	<p>「国内における代表者又は国内における代理人として適切な者が選任されていること。例えば、高速取引行為者と監督当局の間のやりとりを単に伝達するのではなく、高速取引行為に係る金商法に係る知識等を一定程度有した上で、高速取引行為者による監督当局に対する報告等を正確に伝えるとともに、監督当局による報告徴求等の内容を正確に理解し、高速取引行為者と適切に連携を図りながら、当該報告徴求等に的確に対応できる者が選任されていること。」とあるが、ここで具備していることが要求されている知識等は、「高速取引行為それ自体」についてのものではなく、高速取引行為に係る「金商法に係る」知識等があれば足りるとの理解でよいか。</p> <p>また、「国内における代表者又は国内における代理人として適切な者」とは、弁護士、公認会計士等の資格を必ずしも必要とするものではないとの理解でよいか。</p>	<p>高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-3-1-3(1)①トの「高速取引行為に係る金商法に係る知識等」については、ご理解のとおりです。</p> <p>また、「国内における代表者又は国内における代理人として適切な者」とは、弁護士、公認会計士等の資格を必ずしも必要とするものではないものと考えられます。</p>
81	<p>高速取引行為者の国内における代表者又は国内における代理人には、一定の知識が必要とされているが、どのような者になれることができるのか。例えば、証券会社の元社員や、公認会計士、弁護士、会計事務所、弁護士事務所等はどうか。一定の知識があることについて、何らかの疎明資料等が必要になるのか。</p>	<p>高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-3-1-3(1)①トの記載は例示であり、国内における代表者又は国内における代理人を特定の業種及び資格保有者に限定しているものではありません。</p> <p>また、「国内における代表者又は国内における代理人として適切な者」であるか否かを判断するため、登録申請時の審査等において、必要に応じ、知</p>

82	<p>高速取引行為者向けの監督指針において、「例えば、高速取引行為者と監督当局の間のやりとりを単に伝達するのではなく、高速取引行為に係る金商法に係る知識等を一定程度有した上で、高速取引行為者による監督当局に対する報告等を正確に伝えとともに、監督当局による報告徴求等の内容を正確に理解し、高速取引行為者と適切に連携を図りながら、当該報告徴求等に的確に対応できる者が選任されていること。」とあるが、この要件を満たすのは、証券会社又は証券会社の経験者による法律事務所などに限定していると考えてよいか。</p>	<p>識等に係る説明等を求める場合もあるものと考えられます。</p>
83	<p>国内における代理人として選任することができる者が証券会社などに限定される場合には、証券会社が国内における代理人となった場合のリスクは何か。例えば、高速取引行為者に対して行政処分が発出された場合には、国内における代理人である証券会社への影響はあるか。また、証券会社に対する風評への影響はどう考えるべきか。例えば、高速取引行為者に対して行政処分が発出された場合には、国内における代理人の氏名、商号は公表の対象となるのか。</p>	
84	<p>外国法人である高速取引行為者の場合には、国内における代表者又は国内における代理人の設置が求められているが、両者の果たすべき役割・機能について実質的な差異はないとの理解でよいか。</p> <p>また、国内における代表者と国内における代理人については、高速取引行為者の属性に応じて、外国法人であれば国内における代表者、外国の個人であれば国内における代理人と形式的に分類するものなのか(外国法人であれば国内における代理人は設置できないのか)。あるいは、国内における代表者は高速取引行為者内部の役職員を、他方、国内における代理人は高速取引行為者とは独立した委託先の第三者を、それぞれ想定しているものなのか。</p>	<p>高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-3-1-3(1)①トの確認事項については、特に差異はありません。</p> <p>また、外国法人は国内における代表者又は国内における代理人、外国に住所を有する個人は国内における代理人を定めることが求められています(法第66条の53第5号ハ及び第6号ロ)。なお、国内における代表者は外国法人の内部の者、国内における代理人は外部の者と考えられます。</p>
85	<p>国内における代表者及び国内における代理人の役割はどのようなものか。高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-3-1-3(1)①トの記載では、監督当局による報告徴求等に的確に対応できる者として、両者共通の記載となっているため、違いがあれば明示してほしい。</p>	

86	<p>金融商品取引業者が国内における代理人を引き受ける場合には、付随業務と整理してよいか。その場合には、法第 35 条第 1 項柱書の「その他の金融商品取引業に付随する業務」に該当するとの理解でよいか。</p> <p>また、国内における代理人について、その責任と役割の範囲を示してほしい。例えば、システム障害や法令違反が発生した場合には、その監督責任等も求められるのか。</p>	<p>金融商品取引業者の付随業務(法第 35 条第 1 項)に該当するか否かは、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p> <p>また、国内における代理人を定めていないことが登録拒否事由とされている趣旨(海外に拠点を有する投資家に対して監督の実効性を確保すること)を踏まえれば、想定される役割及び責任としては、例えば、登録申請書、変更届出書、事業報告書等の提出及びそれらの記載内容に係る監督当局からの照会への対応、監督当局による報告徴求等への対応等が考えられます。</p>
87	<p>国内における代理人の責任範囲について、以下のとおりであることを確認したい。</p> <p>①投資家の求めに応じ、届出、報告などを規制当局に伝える。</p> <p>②規制当局から高速取引行為者に報告徴求命令が発せられた場合には、高速取引行為者が報告義務を完了するための必要なサポートを行う。</p> <p>③国内における代理人は、高速取引行為者に対し、監督責任を負うものではない。</p>	
88	<p>国内における代理人として想定している機能が例示されているが、具体的な役割及び責任として考えられている事項又は範囲があれば示してほしい。</p>	
89	<p>我が国の市場の発展を考えた場合には、証券会社が国内における代理人となる場合のリスクが高過ぎると、高速取引行為者が選任することができる国内における代理人がいなくなってしまう、最終的に我が国から撤収して、日本市場の注文・約定が減少してしまうリスクがあると考えますが、国内における代理人の責務を最低限に留め、かつ、明確化してはどうか。高速取引の実態把握が金融審議会での一義的目的だったと理解しているが、国内における代理人の責務をより限定しても実態把握に支障はないのではないかと。</p>	

90	<p>国内における代理人又は国内における代表者の役割に関し、高速取引行為者は主として海外の投資家であることが予測されることから、当局からの報告徴求等とそれへの回答が英語で行われるのか確認したい。また、英語で行われる場合には、当局に対する英語での回答に翻訳文を添付する必要はないとの理解でよいか。仮に、当局からの報告徴求等が日本語であり海外投資家への伝達に翻訳が必要な場合又は当局への英文での回答に翻訳の添付が必要とされるケースがある場合にも、その翻訳は参考訳であり、国内における代理人が自ら又は専門知識を必要とする問題等について翻訳会社を用いて作成した翻訳の正確性を担保することまでは求められないとの理解でよいか。</p>	<p>当局からの報告徴求とそれに対する報告については、日本語で行われることになるものと考えられます。</p>
91	<p>国内における代表者又は国内における代理人は、金融庁及び管轄財務局に対する窓口となるものとの理解でよいか。</p>	<p>国内における代表者又は国内における代理人は、高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-3-1-3(1)①トに記載のとおり、「国内における代表者又は国内における代理人として適切な者」であって、「例えば、高速取引行為者と監督当局の間のやりとりを単に伝達するのではなく、高速取引行為に係る金商法に係る知識等を一定程度有した上で、高速取引行為者による監督当局に対する報告等を正確に伝えるとともに、監督当局による報告徴求等の内容を正確に理解し、高速取引行為者と適切に連携を図りながら、当該報告徴求等に的確に対応できる者」が選任されている必要があるものと考えられます。</p>
92	<p>高速取引行為者の登録事項に変更があった場合には、国内における代理人は、高速取引行為者からの連絡を待って変更届出書を提出すればよいか。それとも、国内における代理人が、常に高速取引行為者の動向を把握することまで求められているのか。</p>	<p>国内における代理人は、「高速取引行為者と監督当局の間のやりとりを単に伝達するのではなく」(高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-3-1-3(1)①ト)、適切な対応を図る必要があるものと考えられます。</p>
93	<p>1つの高速取引行為者が複数の国内における代理人を選任することは可能か(例えば、株式と先物取引の国内における代理人をそれぞれ委託している証券会社とするなど)。</p>	<p>国内における代理人を定めていないことが登録拒否事由とされている趣旨(海外に拠点を有する投資家に対して監督の実効性を確保すること)を踏まえれば、複数の国内における代理人を選任することについては、それぞれの権限が限定的なものとされること等により当該趣旨が損なわれることとなるおそれがないかといった点に、留意が必要と考えられます。</p>

94	<p>国内の金融商品取引業者が海外関連会社の国内における代理人となる場合において、両者がグローバルに電子取引業務を行っている同一の企業グループに属しており、通常業務の中で各エンティティの売買担当部署間で取引等の情報を共有する関係にあるときは、国内の金融商品取引業者が国内における代理人の業務に関して得た情報を自社の売買担当部署と共有することは、海外関連会社から了解を得ていれば問題ないことを確認したい。</p>	<p>今般の改正は、金融商品取引業者の業務に関する情報の取扱いについて変更するものではありません。</p>
95	<p>外国法人であって国内における代表者を定めていない者の場合には、国内における代理人の氏名、商号又は名称を登録申請書に記載することになっているが、</p> <p>①国内における代理人は、国内法人を選任することができるとの理解でよいか。また、外国法人の東京支店を選任することはできるのか。</p> <p>②国内における代理人として想定している事務・負担は、具体的にどのようなものか。</p> <p>③当局からの連絡の必要があったときに、単に事務連絡の窓口として機能することを想定しているのか。</p> <p>④外国法人である高速取引行為者が服する義務の履行についても、国内における代理人が一定の責任を負うことを想定しているのか。</p> <p>⑤高速取引行為者が各種義務の履行を実施しない場合には、国内における代理人が罰せられてしまうことはあるのか。国内における代理人が第一種金融商品取引業者であることにより違いはあるか。</p> <p>⑥外国に所在する高速取引行為者が、当該高速取引行為者のグループ会社でない日本の第一種金融商品取引業者に高速取引の注文を委託する場合において、当該第一種金融商品取引業者が当該高速取引行為者の国内における代理人となることは、注文の実態把握、電子情報処理組織の設置状況の確認等についても当該金融商品取引業者が行うものであり十分に把握していることから、規制の趣旨に適うものであり認められるものと考えられるかどうか。</p>	<p>①国内における代理人の法人形態に制限はありません。</p> <p>②国内における代理人を定めていないことが登録拒否事由とされている趣旨（海外に拠点を有する投資家に対して監督の実効性を確保すること）を踏まえれば、想定される役割及び責任としては、例えば、登録申請書、変更届出書、事業報告書等の提出及びそれらの記載内容に係る監督当局からの照会への対応、監督当局による報告徴求等への対応等が考えられます。</p> <p>③国内における代理人は、「高速取引行為者と監督当局の間のやりとりを単に伝達するのではなく」（高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-3-1-3(1)①ト）、適切な対応を図る必要があるものと考えられます。</p> <p>④高速取引行為者が服する義務の履行は、一義的には高速取引行為者自身にその責任があるものと考えられます。</p> <p>⑤罰則の適用については、個別事例ごとに判断されるべきものと考えられます。</p> <p>⑥国内における代理人は、特定の業種及び資格保有者に限定されるものではありません。</p>

96	国内における代理人となるための資格試験を実施する予定はあるか(例えば、日本証券業協会の外務員資格試験と類似のもの)。	国内における代理人となるための資格試験を実施する予定はありません。
97	国内における代理人は、登録申請書の記載事項であり、それが法第 66 条の 52 第1項第1号により高速取引行為者登録簿の登録事項になっているため、公衆の縦覧の対象になるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
98	法第 29 条の2第1項第3号に規定する役員には国内における代理人は含まれないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
(業務の内容及び方法(金商業等府令第 328 条))		
99	金商業等府令に定められている届出事項等について、「高速取引行為に係る」と限定されている事項もあれば、限定されていない事項もある(例えば、金商業等府令第 328 条第1号から第3号まで)。これらの届出事項等について、変更届出が必要とされる場合を含め、高速取引行為に関連する又は影響がある場合に関しての届出等を行うことで足りるとの理解でよいか。	「高速取引行為に係る」と限定されていない事項については、それぞれの規定に合わせた対応が必要と考えられます。 なお、ご質問にある金商業等府令第 328 条第1号から第3号までに掲げるものは、法第 66 条の 51 第2項第2号の「高速取引行為に係る業務の内容及び方法」を定めたものであり、「高速取引行為に係る」と限定されている事項です。
100	登録申請者がリミテッド・パートナーシップ等の組合の場合には、業務の内容及び方法は、ジェネラル・パートナーに関する情報ではなく、リミテッド・パートナーシップ等の組合に関する情報を記載すればよいか。	法人格を有しない組合等の場合には、その業務執行組合員等が、法人又は個人として、登録の主体になるものと考えられ、組合等の業務執行組合員等として行う高速取引行為に係る業務の内容及び方法について記載することが求められるものと考えられます。
101	金商業等府令第 328 条で求められている業務の内容及び方法については、方針及び手続の詳細ではなく、業務の内容と方法に関する要旨であるとの理解でよいか。当局が高速取引行為の全貌を理解する上では、要旨を提出する方が役に立つと考える。高速取引行為者はセンシティブなビジネス情報を方針と手続におり込んで常に方針と手続に小さな変更を加えている可能性があるが、この種の情報は当局にとっては微細過ぎて価値がなく、情報が一般に漏れた場合には秘密情報を同業他社に知られてしまう可能性がある。	業務の内容及び方法に関する要旨ではなく、金商業等府令第 328 条各号に掲げるものを記載することが求められます。

102	<p>法第 66 条の 51 第2項第2号で添付を求められる業務方法書は、「高速取引行為に係る業務の内容及び方法」を記載するものであることから、ここで記載を求められる取引戦略には、高速取引行為に該当しない有価証券取引は含まれないとの理解でよいか。また、別紙様式第 30 号の事業報告書の1(9)の有価証券の売買の状況についても同様の理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
103	<p>「取引戦略の類型」とは、高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-3-1-1(2)①イからニまでに掲げるタイプのいずれかを記載すれば足りるとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
104	<p>一のアルゴリズムが、東京証券取引所の現物株式等のマーケットメイクを行う目的で注文を行っている一方、その現物株式等のポジションのヘッジのために大阪取引所へ先物・オプションのヘッジ取引の注文を行っている場合には、東京証券取引所単体では明らかにマーケットメイク戦略となるところ、大阪取引所単体では高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-3-1-1(2)①イからハまでのいずれにも該当せず同①ニの「その他の戦略」と分類されるが、東京証券取引所と大阪取引所の間では同①ロのアービトラージ戦略に分類できなくもない。この場合には、主たる目的により、大阪取引所への注文も含めて、マーケットメイク戦略として届け出るとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
105	<p>取引戦略の類型(マーケットメイク戦略、アービトラージ戦略、ディレクショナル戦略、その他の戦略)が示されているが、そのいずれに該当するかについては、高速取引行為者において適宜判断して分類し、記載すれば記載の要件は満たされとの理解でよいか。更に具体的な分類のための定義があるのであれば、示してほしい。</p>	<p>取引戦略の類型については、高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-3-1-1(2)①イからニまでに掲げる分類により、登録申請者等において適切に記載されるべきものと考えます。</p>
106	<p>取引戦略に関し、当社は、高速取引行為に関連していくつかの取引戦略(マーケットメイク、アービトラージ、ディレクショナル等)があると理解している。これらの取引戦略は、多くのアルゴリズムを通じて実行される。当社は、全てのアルゴリズムを対応する取引戦略に紐付け、これに従い注文を分類することを提案する。</p>	

107	<p>「取引戦略の概要」は、どの程度の記載が求められるのか。少なくとも金商業等府令第8条第11号イ、第220条第7号イ及び第328条第4号に掲げる事項と、高速取引行為向けの監督指針Ⅲ-3-1-1(2)①に従った取引戦略の分類に関する記載が必要なことまでは明らかになったと思われるが、同監督指針の「高速取引行為者が採用する取引戦略の基本的な仕組みを把握するために必要な事項」として、例えば、アルゴリズムの具体的な内容等、リバース・エンジニアリングが可能となるような情報までは求められないことを確認したい。</p>	<p>高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-3-1-1(2)②に記載のとおり、高速取引行為者の「取引戦略の概要」は、「高速取引行為者が採用する取引戦略の内容に応じて判断する必要がある」とものと考えられますが、「金商業等府令第328条第4号イからハまでに規定する事項のほか、高速取引行為者が採用する取引戦略の基本的な仕組みを把握するために必要な事項」であり、詳細な内容まで求めるものではありません。</p>
108	<p>業務方法書の一部として、マーケットメイク戦略、アービトラージ戦略、ディレクショナル戦略及びその他の戦略の4つのカテゴリに基づいて取引戦略の記載が求められていると理解しているが、これらの戦略については、一定の幅のある記載が許容されると理解している。登録申請者が以下を記載することでこの要件を満たすものと認めることを推奨する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用している取引戦略の種類のリスト ・戦略ごとの関連する金融商品取引所等の名称 ・戦略ごとに注文を実行するブローカー ・ディーラーの名称 ・高速取引行為の対象となる有価証券又はデリバティブの種類 <p>これらの情報の多くは、特に、注文のフラギング・分類が導入されたときには、金融商品取引所や登録された仲介業者(ブローカーなど)から収集することも可能であると考えている。したがって、登録申請者にこれらの一般的な情報よりも多くの情報を要求することは、重複的であるし、登録申請者がそれらの情報を編集するには非常に時間がかかると考えられる。これらの理由から、金融庁に、より狭い範囲の情報だけを求めることを推奨する。</p>	
109	<p>「少なくとも、当該取引戦略において利用する金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者の名称又は商号に係る事項」(高速取引行為向けの監督指針Ⅲ-3-1-1(2)②)とあるところ、これは高速取引行為者が注文を発注し得る金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者の名称又は商号を列挙することを求めているとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

110	<p>①「高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備」の「概要」として記載が想定されている内容及び記載の具体性の程度を示してほしい。</p> <p>②「高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備」の「設置場所」とは、住所の特定で足りるのか、それとも、データセンターにおける具体的な位置の特定が必要となるのか。</p> <p>③「高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備」の「保守の方法」として記載が想定されている内容及び記載の具体性の程度を示してほしい。</p>	<p>①例えば、高速取引行為を行うために用いられるいわゆる仮想サーバの専有状況等、高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備のうち重要なものについて、具体的に分かりやすく記載することが求められるものと考えられます。</p> <p>②データセンターにおける具体的な位置の特定まで求められるものではありません。</p> <p>③例えば、高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の保守をする部署、保守の内容・頻度等を記載することが考えられます。</p>
111	<p>金商業等府令第 328 条第 8 号の「高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置の内容」として記載が想定されている内容及び記載の具体性の程度を示してほしい。</p>	<p>例えば、高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-2-1-2に記載しているような異常動作等の防止等の管理態勢の内容等を記載することが考えられます。</p>
<p>(登録申請書の添付書類等(金商業等府令第 329 条、第 330 条))</p>		
112	<p>高速取引行為者の実態を把握するための登録であると認識しているが、求められている要件(書類)等に鑑みると、許可又は免許に類するような要件を求められているのではないかと思われる。</p>	<p>今般の改正は、株式等の高速取引を行う者に対し、登録制を導入し、体制整備・リスク管理、当局への情報提供などの枠組みを整備するものです。</p> <p>登録申請書の添付書類は、法に定められた登録拒否事由(法第 66 条の 53)を踏まえ、その存否に係る審査のために必要なものを定めております。</p>
113	<p>高速取引行為者の登録申請において概要書の提出が必要か確認したい。また、必要な場合には、英文での提出も可能か確認したい。</p>	<p>登録申請書及びその添付書類は、英語で作成し、又は記載することができます(金商業等府令第 326 条第 2 項、第 3 項)。仮に、登録申請時の審査において、必要に応じ任意で資料の提出を依頼する場合にも、英語で作成し、又は記載することを可能とする予定です。</p>
114	<p>最終の貸借対照表及び損益計算書の対象となる範囲を確認したい。高速取引行為者の多くは外国法人であると理解しているが、日本における高速取引行為に限定されることなく、当該法人として作成したものを添付する必要があるのか。</p>	<p>日本における高速取引行為に係るものに限定されず、登録申請者である法人の最終の貸借対照表及び損益計算書を添付する必要があります。</p>
115	<p>役員の履歴書については、どこまで詳細な記載が必要か。過去 10 年間の職歴を記載することで十分か確認したい。また、記載内容の標準化を図るため、金融庁がテンプレートを提供することを検討してほしい。</p>	<p>登録申請書の添付書類の一部(役員の履歴書等)については、記載すべき内容の明確化を図る観点から、記載要領を作成し、金融庁ウェブサイトに掲載する予定です。</p> <p>また、住民票の抄本「に代わる書面」(金商業等府</p>

116	<p>役員の住民票の抄本、刑事罰を受けていないことを証明する書面等については、海外において存在しないため、法で求められている内容を役員個人が宣誓する書面で代替できるよう、金融庁がテンプレートを提供することを検討してほしい。</p>	<p>令第 329 条第 1 項第 2 号ロ及び第 3 号ロ)については、例えば、国内に在留しない外国人が提出した本国の公証人が署名を行った公正証書のほか、国内に在留する外国人が提出した在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し及び国内に在留しない外国人が提出した本国の住民票の写し又はこれに準ずる書面が該当するものと考えられます(監督指針 III-3-1(5)②を準用)。</p>
117	<p>金商業等府令第 330 条において電磁的記録が日本工業規格に限定して規定されているが、高速取引行為者又はその所在国によっては、そのための対応に過大な負担を強いることにもなりかねないことを危惧する。したがって、日本工業規格と同等と考えられる効果が得られる媒体による記録であれば、その使用を日本工業規格に代わり認めてほしい。</p>	<p>電磁的記録を日本工業規格の一定のものに限定しているのは、定款を電磁的記録で提出された場合に、受け取った当局が確実に表示・出力等を行うことができるようにするためであり、これに対応するものを添付する必要があります。</p>
<p>(高速取引行為者登録簿の縦覧関係(法第 66 条の 52、金商業等府令第 331 条))</p>		
118	<p>別紙様式第 29 号(登録申請書の様式)に記載する情報のうち高速取引行為者の資本金額及び役員名を公開される登録簿から除いてほしい。これらの情報の公開は、(守秘義務の下に規制当局に提出するのとは異なり)公的目的に合致するとは思われず、氏名の出た個人を不必要な危害にさらす可能性がある。外国の投資運用業者は、通常、有限責任会社又は有限責任パートナーシップであり、資本規模の公開は求められないのが通常となっている。この情報が同業他社や一般に公開されると業務に敏感に影響することから、投資運用業者はこの情報を極秘としている。別紙様式第 29 号に資本情報が必要であるならば、別紙様式第 29 号を改定し、高速取引行為者は実際の具体的資本金額ではなく、幅のある資本金額を示すことが許されるようにしてほしい。例えば、別紙様式第 29 号に高速取引行為者は資本情報を①1,000 万円以上 5,000 万円未満、②5,000 万円以上1 億円未満、③1 億円以上のいずれかで示すこともできるのではないか。</p>	<p>登録申請書の記載事項を高速取引行為者登録簿に登録し、これを公衆の縦覧に供しなければならないことは、法律(法第 66 条の 52)で定められた事項であり、ご意見のように、それを政令・内閣府令で変更することはできません。</p>

119	<p>別紙様式第 29 号の第2面から第8面までは、財務局で入手可能であると理解しているが、以下のデータを非公開にすることを再検討してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録申請者の資本(民間企業にとって特に商業的に機密性の高い情報であり、特に顧客資金を保有していない企業について公的に利用すべきではない。) ・登録者の他の事業に関する全ての情報(商業上機密性の高い情報であり、一般に公開されるべきではない。) 	
120	<p>当社は、保有している資本の金額を公表することはできない。</p>	
121	<p>登録申請書の記載事項の役員の氏名などは、情報流出となる懸念があるので、公衆の縦覧における取得方法を限定してほしい。</p>	
122	<p>登録のための他の必要な資料(宣誓書、業務方法書、業務執行体制、役員・責任者の履歴書、資本、純資産、損益計算書を含む財務諸表)を公表しないように要請する。金融業者として、我々のメンバーは、毎日サイバーセキュリティ攻撃等にさらされる可能性がある(それには、詐欺者が従業員になりすましてファンドを盗む事例も含まれる。)。例えば、我々の経験では、従業員の名前を公開したとき、詐欺行為者がフィッシング攻撃で複数の名前と電子メールの組み合わせを試みるため、サイバー攻撃が増加してきた。したがって、個人(署名を含む。)又はビジネス情報を公開することに非常に敏感である。さらに、我々は、取引戦略、損益計算書及びその他の機密情報に関する情報が不正に入手されると、知的財産上の懸念を有する。自動化された戦略を使用するトレーダーは、これらの取引戦略の開発とテストに多大な時間と費用を費やしているので、この情報が不正に流用された場合には、投資家、株主及びビジネスに回復不能な害を及ぼす可能性がある。</p>	<p>公衆の縦覧に供されるものは、高速取引行為者登録簿に登録されている法第 66 条の 51 第1項各号に掲げる事項(登録申請書の記載事項)並びに登録年月日及び登録番号に限られています(法第 66 条の 52)。登録申請の審査等に必要な業務方法書、財務諸表、役員の履歴書その他の登録申請書の添付書類のほか、従業員の氏名等は公衆の縦覧の対象ではありません。なお、国家公務員は、国家公務員法第 100 条において、秘密を守る義務が課されています。</p>
123	<p>誓約書、業務方法書、業務執行体制、役員及び責任者の履歴書、財務諸表、その他営業上の機密情報(例えば、取引量、取引戦略の詳細、取引時間及び登録者の他の事業に関する全ての情報)並びに社内文書(社内規則及び財務情報を含む。)が公開されず、機密取扱いをされることを確認したい。</p>	

124	<p>登録申請書の添付書類として社内規則と手順書が必要と理解しているが、プライバシーを懸念しており、これらの書類を一般に公開することは望ましくないのではないかと。これらの書類は当局の要求に応じて提供されるものであり、機密扱いとしてほしい。高速取引行為者はこれらの書類を国内における代理人に提出することができるので、国内における代理人は、要請に応じて検査のために利用することができるようになるかと理解している。</p>	
125	<p>財務情報は、市場参加者(特に、民間企業である企業)にとって極めて敏感で機密である。したがって、損益計算書の情報を提出する必要はなく、資本・純資産・支払能力宣言に関係する財務諸表は財務上の妥当性要件を満たすのに十分なものでなければならぬことを要求する。金融庁が引き続き損益計算書掲載の情報を必要とする場合には、給与やその他の経費などの詳細な経費明細に分解されないことを要求する。</p>	
126	<p>高速取引行為者の支払能力に金融庁が関心があることについては理解している。しかしながら、損益計算書や給与・賃金の情報が、高速取引行為者の支払能力の把握に必要又は関連があるとは考えていない。投資運用業者にとって、財務情報は極めて慎重な取扱いを要する機密情報である(例えば、数人の従業員を抱える小規模業者にとって給与・賃金総額を公開するのは従業員の個人給与情報を公開するのに等しいこととなる)。したがって、支払能力に関して高速取引行為者の財務・支払能力を理解する必要性と、高速取引行為者が当該情報の秘密を保持する必要性のバランスをとってほしい。高速取引行為者に対しては、その支払能力を証明するために高いレベルの貸借対照表を提出させることとし、損益計算書や賃金・給与に関する情報を要求しないこと(例えば、業者が科目ごとの額を出すのではなく経費総額を提出することを可能にすること)を提案する。また、損益計算書が必要と判断する場合には、投資運用業者に対しては、高速取引を用いる投資ファンドの損益計算書を提出するオプションを認めることを提案する。投資ファンドの財務情報</p>	

	は、高速取引に従事する事業体の支払能力をより正確に示すと思われる。	
127	<p>高速取引行為者をビジネス及び個人情報の公開による不必要な危害から守るために、業務方法書、業務実施システム、役員その他の社員の経歴、個人の署名がなされた証明書・宣誓書、財務諸表、純資産に関する情報など、登録申請書の添付書類については、金融庁がその秘密を保持すると確約してもらえるのか。</p> <p>登録申請資料の公開は、高速取引行為者の公による認知を高め、サイバーセキュリティの脅威が高まることについて懸念している。投資運用業者とその従業員は、恒常的にフィッシング及び他のサイバー攻撃の対象となっており、盗難及び経済スパイ活動に遭遇する高いリスクを抱えている。また、登録申請に係る必要書類の多くが専有情報や企業秘密を含むものであり、当該情報の開示は、高速取引行為者及び従業員に損害を与える可能性があるとして懸念している。したがって、別紙様式第 29 号(登録申請書の様式)の一般的な情報を除く、高速取引行為者の全ての登録申請資料の秘密保持を確認したい。</p>	
	(英語での作成)	
128	登録申請書及びその添付書類並びに登録後に生じる届出や報告について、全て英語で提出することができること(ただし、外国帳簿書類の様式の訳文を除く。)を確認したい。	登録申請書は別紙様式第 29 号に準じて英語で作成し、その添付書類は英語で記載することができます(金商業等府令第 326 条第 2 項及び第 3 項)。また、次の書類を英語で作成し、又は記載することができます。
129	改正案上、非居住者である登録申請者が日本語で提出し、又は保存すべき資料又は記録があれば、明らかにしてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・登録申請書の記載事項の変更の届出書及びその添付書類(金商業等府令第 334 条第 2 項及び第 3 項) ・業務の内容又は方法の変更の届出書及びその添付書類(金商業等府令第 335 条第 2 項) ・業務に関する帳簿書類(金商業等府令第 338 条第 2 項) ・事業報告書(金商業等府令第 339 条第 2 項) ・事業報告書の提出期限の承認申請書及びその添付書類等(金商業等府令第 340 条第 5 項) ・開始等の届出書及びその添付書類(金商業等府令第 342 条第 2 項、第 343 条第 2 項) ・廃業等の届出書及びその添付書類(金商業等府令第 344 条第 3 項)

130	<p>金融庁において、登録申請書の様式(別紙様式第 29 号)及び事業報告書の様式(別紙様式第 30 号)の英訳版を作成してほしい。これにより、登録申請書に記載すべき事項について、当局と登録申請者の認識の共通化を図ることができると考ええる。</p>	<p>別紙様式第 29 号(登録申請書の様式)及び別紙様式第 30 号(事業報告書の様式)に準じた英語での様式を作成するほか、登録申請書の添付書類の一部について記載すべき内容の明確化を図る観点から記載要領を作成し、金融庁ウェブサイトに掲載する予定です。</p>
131	<p>金商業等府令第 326 条第 2 項及び第 3 項では、登録申請書やその添付書類について英語での提出を認めているが、登録申請に当たっては、業務方法書の中で言及されているものの業務方法書の別添書類ではない社内規則や電子情報処理組織の信頼性・安全性に関する技術的な文書など、法令上登録申請書の添付書類とされていなくても、申請過程で提出が必要となる書類が多々あり得る。このような書類についても、添付書類に準じて、英語で提出することを認めてほしい。</p>	<p>ご意見にあるような書類について、登録申請書への添付を要するか否かは、個別事例ごとに判断されるべきものと考えられますが、登録申請書の添付書類は、英語で記載することができます(金商業等府令第 326 条第 3 項)。</p>
<p>▼高速取引行為に係る登録申請の審査(法第 66 条の 53、施行令第 18 条の 4 の 9、第 18 条の 4 の 10、金商業等府令第 332 条)</p>		
132	<p>システム監査について、システム部門から独立した内部監査部門がシステム監査を行うこととされているが、少人数の会社の場合には、役割分担を行うにしても、各人がいろいろな役割を兼任せざるを得ず、実質的には、責任者は共通にならざるを得ない。個人が高速取引行為者として登録を受けることも認められる以上、実質的に業務が適確に遂行できるのであれば、システム部門と内部監査部門の責任者が共通でもよいとの理解でよいか。</p>	<p>「高速取引行為に係る業務を適確に遂行するに足りる人的構成」(法第 66 条の 53 第 3 号)は、法人又は個人の別にかかわらず求められているものです。 個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、一般的には、被監査部門に対して十分な牽制機能が働くようにすることが必要と考えられ、かつ、実効性のある内部監査を実施することができる体制が必要と考えられます。</p>
133	<p>「高速取引行為に係る業務の適確な遂行に必要な人員が各部門に配置され、内部管理等の責任者が適正に配置される組織体制、人員構成にあること」(高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-3-1-3(1)①二)とあるが、少人数の会社の場合には、役割分担を行うにしても、各人がいろいろな役割を兼任せざるを得ず、実質的には、責任者は共通にならざるを得ない。個人が高速取引行為者として登録を受けることも認められる以上、実質的に業務が適確に遂行できるのであれば、一人が各部門の責任者を兼任することも可能との理解でよいか。</p>	<p>「高速取引行為に係る業務を適確に遂行するに足りる人的構成」(法第 66 条の 53 第 3 号)は、法人又は個人の別にかかわらず求められているものです。 個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、高速取引行為に係る業務を適確に遂行することができる場合には、一人が各部門の責任者を兼任することも可能と考えられます。</p>

134	<p>コンプライアンス部門を投資判断等を行う部門とは独立して設置する(高速取引行為者の監督指針Ⅲ-3-1-3(1)①ホ)とあるが、個人が高速取引行為者として登録を受けることも認められる以上、コンプライアンス担当者を定めるにしても、その者が投資判断を行う業務に従事してはいけないということではないとの理解でよいか。</p>	<p>「高速取引行為に係る業務を適確に遂行するに足る人的構成」(法第 66 条の 53 第3号)は、法人又は個人の別にかかわらず求められているものです。個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、コンプライアンス機能の実効性を確保するために、コンプライアンス部門(担当者)は、投資判断等を行う部門とは独立して設置することが必要と考えられます。</p>
135	<p>様々な規模及び事業内容の高速取引行為者でも対応できるように、投資運用業者のコンプライアンス又はリスク部門が内部監査の役割を果たすことが許容可能であることを確認させてほしい。加えて、高速取引行為者の内部監査について、①高速取引行為者のガバナンス委員会又は経営幹部が高速取引行為者の内部監査を行う第三者を雇うこと、又は②高速取引行為者の国内における代理人が高速取引行為者の内部監査を行うことによって、その要件を満たすとの理解でよいか。</p> <p>さらに、こうした内部監査の対象は、高速取引行為者の日本における業務活動に限定されるとの理解でよいか。</p>	<p>ご質問にある高速取引行為者の内部監査等については、その実効性が確保され、高速取引行為に係る業務を適確に遂行することができる体制が整備されているのであれば、例えば、グループ会社等に業務委託することも妨げられていないものと考えられますが、具体的な規制の適用については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p> <p>なお、内部監査については、高速取引行為(法第2条第 41 項)に係る業務についての体制整備が必要と考えられます。</p>
136	<p>高速取引行為者の適切なガバナンス及び管理機能に関し、高速取引行為者は、その役割を担う役員等と必ずしも雇用関係が存在しなくても構わないとの理解でよいか。高速取引行為者の規模、複雑性及びリスク特性に応じて適切と考える措置を登録申請手続の過程で提示することができればよいとの理解でよいか。具体的には、高速取引行為者は、関連会社が提供する管理機能を利用することができるとの理解でよいか。</p>	
137	<p>登録申請者は帳簿書類の作成管理、リスク管理及び内部監査を含む分野について十分な要員を割り当てることとされているが、申請者の多くは、専従の内部監査機能を有しない可能性がある。この点について、他の部署(コンプライアンス等)が内部監査業務を引き受け、又は外部委託することは可能か。</p>	

138	<p>今般の改正は、高速取引行為者が自国において規制の対象であることを義務付け、又は予定するものではないことを確認したい。</p>	<p>高速取引行為に係る登録(法第 66 条の 50)は、外国法人及び外国に住所を有する個人に対し、外国において同種類の登録等を受けていることを求めるものではありませんが、主たる営業所若しくは事務所又は高速取引行為に係る業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国の外国金融商品取引規制当局の調査協力に係る保証がない者は、登録拒否事由に該当します(法第 66 条の 53 第 5号ニ及び第6号ハ)。</p>
<p>▼業務の内容又は方法の変更の届出(法第 66 条の 54、金商業等府令第 335 条)</p>		
139	<p>高速取引行為者が取引戦略とビジネス手法の変更を報告する要件については、重要性の基準を適用することを提案する。また、高速取引行為者は、その日本国内の活動に関する重要な変更のみを当局に届け出る義務があることを確認したい。</p>	<p>高速取引行為者は、取引戦略の概要を含む業務方法書に記載した業務の内容又は方法について変更があったときは、届け出なければならないとされています(法第 66 条の 54 第3項)。</p> <p>なお、業務方法書には、高速取引行為(法第2条第 41 項)に係る業務の内容及び方法を記載し、その変更があったときは、届出が必要となります。</p>
140	<p>戦略に対する重大な変更(新しい商品クラスの追加、新規市場への参入、新種の戦略の追加等)について必要な届出事項とするよう提案する。アルゴリズムのパラメーターに対する変更(週に何度も発生する変更)については、届出を要しないとするよう提案する。</p>	
141	<p>一般的に、高速取引業者は、限られた数の取引戦略を有している。多くの場合には、当該取引戦略は、複数の取引アルゴリズムを通じて実行される。取引戦略が変更されることは多くないと予想される。逆に、取引アルゴリズムは非常に頻繁に変更される。高速取引業者はアルゴリズムの変更が取引戦略の変更であるとは考えていない。</p> <p>このような取引戦略の変更を行った場合に、登録内容、必要な取引数情報及び変更届出を提出する必要があるとの理解でよいか。取引戦略を根本的に変更しないアルゴリズムの変更(そのパラメーターの変更を含む。)については、規制に基づく届出を要しないとの理解でよいか。</p>	
142	<p>企業にとって新たな取引戦略を立てるごとに当該取引戦略について説明し、変更届を行うのは大変な負担となる。取引戦略は無限にあり、複雑で頻繁に変わるものであるから、絶え間なく変更届を行う必要が生じてしまう。事業報告書</p>	<p>取引戦略の概要を含む業務方法書に記載した業務の内容及び方法については、監督当局において把握しておく必要があることから、事業報告書の提出頻度を踏まえると、ご提案のような変更は適当でないと考えられます。</p>

	提出の過程で、取引戦略の追加・変更・削減について報告することでは不十分か。	
	▼高速取引行為者の業務管理体制の整備(法第 66 条の 55、金商業等府令第 336 条)	
143	「社内規則等」は、外国語のみで作成することも可能か。	可能です。
144	整備しなければならない業務管理体制として、具体的にどのような社内規則が求められるか。各社共通で整備することが想定される最低限の社内規則のようなものがあれば例示してほしい。	整備すべき社内規則等(金商業等府令第 336 条第 1号)は、各高速取引行為者の業務の状況により異なるため、一律に示すことは適当でないと考えられます。
145	ハードリミットやソフトリミットは既にブローカー側で受託の管理必須項目として運用していると思われるが、高速取引行為者はブローカー側などと連携してリミットの管理を遵守していくことを求められていて、必ずしも2重の管理が必須ではないとの理解でよいか。	高速取引行為者は、高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備について、電子情報処理組織の異常な動作その他の事由により金融商品市場の機能の十全な発揮に支障を及ぼさないようにするための管理が十分でない認められる状況にならないように、その業務を行わなければならない(法第 66 条の 57 第1号)ことが求められているほか、当該設備の管理を十分に行うための措置を講じること(金商業等府令第 336 条第2号)が求められており、こうした措置の例示として、ハードリミットやソフトリミットの設定を規定しています(高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-2-1-2)。もともと、これは例示であることから、他の方法により当該設備についての管理を十分に行うための措置が講じられていると評価できるのであれば、必ずしもハードリミットやソフトリミットの設定を高速取引行為者に求めるものではありませんが、いずれにしても、具体的な規制の適用については、高速取引行為者の業務の状況に応じて、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。

146	<p>異常注文をキャンセルする機能を「キルスイッチ」と呼んでいるが、その仕組み自体に対しての具体的な要件はなく、どのような方法を用いるかについては高速取引行為者が判断して対応すればよいとの理解でよいか。</p>	<p>高速取引行為者は、高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備について、電子情報処理組織の異常な動作その他の事由により金融商品市場の機能の十全な発揮に支障を及ぼさないようにするための管理が十分でない認められる状況にならないように、その業務を行わなければならない(法第 66 条の 57 第1号)ことが求められているほか、当該設備の管理を十分に行うための措置を講じること(金商業等府令第 336 条第2号)が求められており、こうした措置の例示として、キルスイッチを規定しています(高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-2-1-2)。もっとも、これは例示であることから、他の方法により当該設備についての管理を十分に行うための措置が講じられていると評価できるのであれば、その具体的な方法まで特定するものではありませんが、いずれにしても、具体的な規制の適用については、高速取引行為者の業務の状況に応じて、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>
<p>▼高速取引行為者の業務の運営に関する規制(法第 66 条の 57、金商業等府令第 337 条)</p>		
147	<p>金商業等府令第 337 条第1号の法人関係情報に関する管理については、高速取引行為者が外国法人等である場合においては、必ずしも金商業等府令第1条第4項第 14 号で定義される法人関係情報の管理を求められるものではなく、当該外国法人等である高速取引行為者が所在する国の法令等に基づき、いわゆる Material Non Public Information を適切に管理していることでよいか。</p>	<p>法第 66 条の 57 及び金商業等府令第 337 条第1号の規定により、高速取引行為者は、その取り扱う法人関係情報(金商業等府令第1条第4項第 14 号)に関する管理について法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況に該当することのないように、その業務を行わなければならないとされています。</p>
148	<p>金商業等府令第 337 条第2号に規定する作為的相場形成行為は、高速取引行為が電子情報処理組織がプログラムに従って自動発注するものである以上、プログラムの内容が作為的相場形成となるような発注を行う内容である場合ということか。その場合には、プログラムを作成した時点ではそのような意図や認識がプログラムの作成者になかった場合でも、作為的相場形成行為に該当すること(売買管理が十分でなかったということ)があり得るのか。</p>	<p>高速取引行為者の業務の状況が金商業等府令第 337 条第2号に掲げる状況に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>

149	<p>金商業等府令第 337 条第2号の売買管理について、国内証券会社が、当該国内証券会社の関係外国金融商品取引業者による高速取引行為に係る取引についても売買審査を行うのであれば、当該関係外国金融商品取引業者において別途同様の売買審査を行うことが必要とされるものではないとの理解でよいか。付言すると、顧客としての高速取引行為者は複数の証券会社を通じて発注することも想定され、その場合には、受託証券会社において当該顧客の発注状況を網羅的に把握することはできず、高速取引行為者が行う場合と同等の売買審査を行うことができない可能性が考えられる一方、関係外国金融商品取引業者については国内証券会社を通じてのみ発注を行うことから、国内証券会社において関係外国金融商品取引業者による発注状況を網羅的に把握し、関係外国金融商品取引業者が行うものと同様の売買審査を行うことが可能と考えるためである。</p>	
150	<p>高速取引行為者が最も効果的に不公正行為を予防できる監視機能を開発し柔軟に対応することで、改正案で例示した機能全てを適用する必要はなく、その取引戦略に見合った要素を考慮した監視を実施することで、不公正取引行為防止の義務を満たすことができることを確認したい。</p>	<p>高速取引行為者は、作為的相場形成等の不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない状況に該当することのないように、その業務を行わなければならないとされており(法第 66 条の 57 及び金商業等府令第 337 条第2号)、この点について、作為的相場形成等に係る売買審査基準を策定し、その効果的活用が図られているかに留意して検証することや、売買審査基準における具体的な抽出基準を例示したものです(高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-2-1-3③)。</p> <p>いずれにしても、当該状況に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>
151	<p>そもそも法第 159 条において相場操縦行為等の禁止が規定されており、投資を行う上で禁止されている事項について、高速取引行為者に事後的に売買審査を求めるのは合理的であるとは考えられず、また、高速取引行為者の組織体制によってはそもそも不可能である場合も考えられる。そのため、必ずしも売買審査体制を必要とするものではなく、投資家の業態、規模などに応じて、適切な不公正取引防止の体勢を整備することが趣旨であるということを確認したい。</p>	<p>法第 159 条において相場操縦行為等の禁止が規定されていることをもって、高速取引行為者に売買管理を求めることが不合理であるとは言えないと考えられます。そのため、高速取引行為者は、作為的相場形成等の不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない状況に該当することのないように、その業務を行わなければならないとされています(法第 66 条の 57 及び金商業等府令第 337 条第2号)。</p>

152	<p>金商業等府令第 337 条を遵守するための体制整備として、高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-2-1-3①において「取引システムに係るプログラムの作成者等の選任を含む人員配置」などが求められているが、この「取引システムに係るプログラムの作成者等」について、プログラムの作成等を外部に委託等している場合には、外部委託先等の役職員の選任を含む人員配置は許容されるとの理解でよいか。また、当該外部委託先の役職員の選任を含む人員配置を、高速取引行為に係る業務を適確に遂行するための社内規則等に記載することは差し支えないとの理解でよいか。</p>	<p>高速取引行為に係る業務を適確に遂行することができる体制が整備されているのであれば、取引システムに係るプログラムの作成等を業務委託することは妨げられないと考えられます。また、社内規則等（金商業等府令第 336 条第1号）は、高速取引行為者の業務の状況に応じて適切に整備すべきものと考えられます。</p>
153	<p>監督指針 IV-3-2-1(3)に「なお、金融商品取引業として高速取引行為を行う証券会社等にあつては、高速取引行為者向けの監督指針 Ⅲ-2-1-2に規定する着眼点にも留意することとする」とあるが、高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-2-1-1及びⅢ-2-1-3については言及されていないため、証券会社等が行う高速取引行為については準用されないとの理解でよいか。</p>	<p>監督指針 I-2-2において、金融商品取引業者、登録金融機関又は取引所取引許可業者がそれぞれの業務として行う高速取引行為については、監督指針の別冊として策定された高速取引行為者向けの監督指針の着眼点等を準用することにより、監督上の対応を行うこととしており、ご質問の高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-2-1-1及びⅢ-2-1-3についても準用されています。</p>
<p>▼高速取引行為者の帳簿書類(法第 66 条の 58、金商業等府令第 338 条)</p>		
<p>(注文伝票、取引日記帳等)</p>		
154	<p>高速取引行為者向けの監督指針の基本的考え方には、監督当局として高速取引の実態把握をすることを目的として述べた上で、「一方、高速取引行為者については、金融商品取引業者等ではないこと等から、これらの業者等と同等の業務管理体制等の整備を求めることが過度になる可能性もある。監督部局においては、この点を十分に踏まえて対応するものとする。」とある。</p> <p>金商業等府令第 338 条(業務に関する帳簿書類)及び第 339 条(事業報告書)に記載されている要件は、金融商品取引業者に求めているものと同等か、一部においては現状では金融商品取引業者にも求めていないものまでが含まれている。</p> <p>また、これらの要件は直接的に国内外の投資家にも影響を及ぼすが、現時点において、これらの要件を満たせる投資家は限定的であるため、このレベルでの規制導入は日本市場の流</p>	<p>高速取引行為者の当局に対する情報提供等に係る措置として、法において帳簿書類の作成・保存義務(法第 66 条の 58)や事業報告書の作成・提出義務(法第 66 条の 59)が定められたことを受け、金商業等府令において、その具体的な内容等を定めるとともに、金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者が高速取引行為を行う場合についても、同様の規定を整備しています。また、改正法の施行の際現に高速取引行為を行っている者は、施行後6か月間は登録を猶予する等の経過措置が整備されています(改正法附則第3条)。</p>

	<p>動性に大きなマイナスの影響を及ぼす可能性もあると思われる。</p> <p>したがって、これらに関しては、再度投資家の規制対応の現実性も踏まえた上で、一部を削除する、あるいは段階的な規制導入を行うことが必要である。</p>	
155	<p>金融商品取引業者に加えて、高速取引行為者においても注文伝票や取引日記帳といった帳簿書類の作成及び保存を課すのはどのような目的があるのか。証券会社においても同様の帳簿書類の作成及び保存をしており、また、発注及び約定の状況等についても証券会社等を通じて確認することができ、同様に、取引所においても全てのデータを保持していることを鑑みると、業務に関する帳簿作成義務を課す必要はない。</p>	<p>高速取引行為者は、複数の金融商品取引所等における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引について、複数の金融商品取引業者等に対してその委託等を行うことが想定されます。監督当局が、高速取引行為者の注文及び取引の状況等について、検査・監督上の必要性に応じて適切に入手するためには、高速取引行為者において帳簿書類の作成及び保存をしておくことが必要と考えられます。</p>
156	<p>帳簿書類の記載要件、保存期間の要件について、高速取引行為者に過度の負担となることのないよう、金融商品取引所で作成・保存する帳簿書類等を一部活用するなど、負担を軽減してもらいたい。</p>	
157	<p>注文伝票などは、現在ブローカーが既に保持しているもので、高速取引行為者側で用意することは負担も高く(7年保管など)、サービス対価を払ってブローカーからのデータ提供又はブローカーへの委託ができないかと考えているが、証券会社がそのようなサービスを提供した場合の懸念事項などはあるか。</p>	<p>ご質問にあるようなサービスの提供については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p>
158	<p>取引日記帳を求める理由と、想定される必要になる状況は何か。</p>	<p>取引日記帳は、成立した取引について、個別の取引経過が確認できるとともに、取引経過が一覧できるようにするため、その作成及び保存を求めているものです。</p>
159	<p>業務に関する帳簿書類を備え付ける理由は、取引に問題が起こった際に検証可能な体制を整えておくことであると理解している。それであるならば、注文伝票だけでその用には十分であり、取引日記帳及びそれに該当する外国の法令に基づいて作成される書類の作成の免除など、負担軽減をしてもらえないか。</p>	
	(英語での作成・保存)	
160	<p>法第 66 条の 58 に基づき要求される帳簿については、金商業等府令第 338 条第 1 項においてその内容が示され、同条第 2 項においてその内容を英語で記載することが認められている。一方、同条第 3 項は外国帳簿書類による代替を認</p>	<p>法第 66 条の 58 の規定により高速取引行為者が作成すべき帳簿書類(注文伝票、取引日記帳、運用明細書及び発注伝票)は、英語で記載することができます(金商業等府令第 338 条第 2 項)。</p> <p>また、外国法人又は外国に住所を有する個人であ</p>

	<p>めつつ、柱書及び第2号においては「外国帳簿書類が外国語で作成される場合にあっては」同項第2号の外国帳簿書類の様式の訳文をつけることとなっている。同条第2項において帳簿書類の英語での作成が認められていることから、外国帳簿書類が英語で作成されている場合には、様式の訳文は不要と理解してよいか。</p> <p>また、外国帳簿書類の様式の訳文は、帳簿書類に毎日添付する必要はなく、調査等において要請があった際に速やかに準備することで足りると考えてよいか。</p>	<p>る高速取引行為者は、外国帳簿書類(外国の法令に基づいて作成される書類であって帳簿書類に類するもの)と外国帳簿書類の様式の訳文をもって、帳簿書類に代えることができるとされていますが、外国帳簿書類の様式の訳文は、金商業等府令第338条第2項の適用はされないため、英語での記載は認められず、日本語で作成し、これを保存する必要があります(金商業等府令第338条第3項)。</p> <p>なお、外国帳簿書類の様式の訳文は、外国帳簿書類に添付する必要はありません。</p>
161	<p>高速取引行為者に対して作成及び保存の義務が課せられる全ての記録(注文及び取引記録等)は英語で記載することが認められることを確認したい。</p>	
162	<p>高速取引行為者は、帳簿書類を英語で作成し、これを保存することが可能であり、日本語に翻訳する必要がないことを確認したい。</p>	
163	<p>高速取引行為者は、規制当局からの要請があった場合には、文書を日本語で保存する必要があるか。文書は通常英語で管理されており、日本語に精通していないため、この要件はかなりの負担になるかもしれない。</p>	
	(保存期間)	
164	<p>高速取引行為者の全ての記録の保存期間を、最長7年間とすることを提案する。10年間は、他の法域、例えば、米国、EU及びアジア太平洋のその他の国の規制と一致しておらず、登録者の負担及び費用を大幅に増やすものと考えられる。</p>	<p>金商業等府令における帳簿書類の保存期間については、平成19年2月の証券取引等監視委員会の建議や会社法上の計算書類は保存期間が10年であること等を踏まえて定めているものであり、ご意見のように変更することは適切でないと考えられます。</p>
165	<p>高速取引行為者について帳簿書類の保存期間が10年とされているのはあまりにシステムコストや重荷となるので、他の市場と同じく7年間の保存期間を望んでいる。</p>	
166	<p>毎日の取引記録やその他の関連書類の保管期間は、通常は5年間の保持期間を課す世界の他の規制当局と比較して、より長く、厳しくなっている。データストレージコストを大幅に増加させることになる。</p>	

167	<p>以下の点から、高速取引行為者の帳簿書類の保存期間を一律7年間にしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速取引行為者は一般的に海外を拠点とし、金融商品取引法の他の規定の多くの適用を受けないこと。 ・国際的な帳簿書類の保存要件は、一般的に5年から7年の間であること。 ・高速取引行為に関する情報は、性質上、比較的早く情報の価値を失うものであること。 	
168	<p>全ての記録の保存期間を7年間に修正してほしい。記録保存期間を長くすることは、コスト、インフラストラクチャー、資源配分という観点からは負担になり、世界中の複数の市場で取引をしている場合は特に負担になる。</p>	
169	<p>法定帳簿の保存年限について、取引日記帳は10年保存とされているが、香港での法定保存年限は7年である。「外国の法令に基づいて作成される書類」を備えることによって法定要件を満たすのであれば、保存年限も外国の法令に準拠したものにしてほしい。</p>	
(金商業等府令第 338 条第5項関係)		
170	<p>高速取引行為者に作成・保存が求められている注文伝票の要件から除かれる項目について、金商業等府令第 158 条第1項第1号(自己又は委託の別)が含まれていないが、これを必要とする目的を確認したい。</p>	<p>高速取引行為が、自己の計算によるものか、自己以外の者の計算によるものかを確認するためです。なお、高速取引行為が全て自己の計算によるものであることが明らかである場合については、「自己又は委託の別」を表記しないことが自己であることを示すものとして取り扱うことも可能と考えられます。</p>
(金商業等府令第 338 条第6項、第7項関係)		
171	<p>金商業等府令第 338 条第6項では、注文伝票及び発注伝票並びに外国帳簿書類(注文伝票等)について、タイムスタンプと注文受付番号の記載が必要とされているが、海外の投資家にとっても第一種金融商品取引業者にとっても、高速取引についてのみこのような記載をするシステムを開発することは負荷が重い。これらの情報を注文伝票等に記載していなくとも、当局の要請があり次第、特定日付のタイムスタンプや注文受付番号の情報を該当する注文伝票等とともに速やかに提出することができるように体制を整えることで、注文伝票等の要件を満たすものと取り扱ってもらえないか。</p>	<p>帳簿書類について、その一部を別帳とすることは可能ですが、金融商品取引所等が定める方式によることその他の帳簿書類の記載事項を容易に検索することができるように体系的に構成する方式により作成する必要があります(金商業等府令第 338 条第7項第2号)。</p> <p>なお、書面の保存等に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存等が可能とされています(内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表第1等)。</p>

172	注文伝票及び取引日記帳については、電子的な方法で保存することが認められるか。また、運用明細書及び発注伝票についても、電子的な方法で保存することが認められるか。	
173	取引データベースから法定記載事項を網羅する形で情報を抽出することができる状態にしておくことで、要件を満たしていると考えてよいか。	
174	金商業等府令第 338 条第7項第2号の「金融商品取引所等が定める方式」とは具体的にどのような方式か。また、「記載すべき事項を容易に検索することができるように体系的に構成する方式」として、例えば、帳簿書類を電磁的に保存し、記載された事項を電磁的に検索することができる形式とすることでよいか。	
175	新たに追加されるタイムスタンプと注文受付番号については、対応に時間を要し、また、相応な負担になることから、注文伝票に記載するのではなく、データとして保存することで金融商品取引業者への負担軽減をしてほしい。	
176	タイムスタンプは金融商品取引所等が通知してくるのと同じ桁数(東京証券取引所の場合には、マイクロ秒、小数点以下6桁)の記載が必要との理解でよいか。なお、当該桁数が必要となるのはタイムスタンプのみであり、受注日時及び約定日時には求められていないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
177	金商業等府令第 338 条第7項第1号の「注文を作成するために用いたプログラムの内容を確認することができるようにすること」という規定の趣旨は、法令の要件を満たす内容の法定帳簿を作成するために適切な仕様を有するプログラムが用いられたことが看取できるような記載内容及び記載様式となっていることという趣旨か。	注文伝票等(注文伝票及び発注伝票並びにこれらに類する外国帳簿書類)の作成については、「注文を作成するために用いたプログラムの内容を確認することができるようにすること」とされています(金商業等府令第 338 条第7項第1号)。これは、注文伝票等にプログラムの内容を記載することを求めているものではなく、例えば、注文伝票等にプログラムの内容を特定するために必要な情報を記載し、注文伝票等とプログラムの内容を紐付けることで、注文時点におけるプログラムの内容を確認することができるようにしていれば要件を満たすものと考えられます。なお、注文時点からプログラムの内容に変更が生じた場合であっても、注文時点におけるプログラムの内容を確認することができるようにすることが必要です。
178	帳簿書類に作成要領として「注文を作成するために用いたプログラムの内容を確認することができるようにすること」とあるが、これは注文を作成したアルゴリズムが特定することができればよく、プログラムの意図する動作の仕組み、あるいはソースコードの保管などを意図しているのではないことを確認したい。	

179	「プログラムの内容」は、注文情報に含まれる取引戦略の類型(マーケットメイク戦略、アービトラージ戦略、ディレクショナル戦略、その他の戦略)を記載すればよいか。あるいは、アルゴリズムを特定することができる情報を記載することか。	また、「プログラムの内容」は、取引戦略の類型を記載するだけでは不十分です。
180	「注文を作成するために用いたプログラムの内容を確認することができるようにすること」とは、アルゴリズムの内容を開示することか。	
▼高速取引行為者の事業報告書(法第 66 条の 59、施行令第 18 条の 4 の 11、金商業等府令第 339 条、第 340 条、別紙様式第 30 号)		
(記載内容)		
181	事業報告書を要求する趣旨を明確にしてほしい。もし、事業報告書を求める目的が財務報告書を手に入れることにあっても、当社は、拠点地の規制当局に要求される様式に沿ったものしか保有していない。そもそも、事業報告書を求める規制当局は見たことがなく、日本独特の制度である。	高速取引行為者の当局に対する情報提供等に係る措置として、法において事業報告書の作成・提出義務(法第 66 条の 59)が定められています。
182	事業報告書から、従業員数、市場での取引数、市場外の取引数などの全ての統計情報を除外することを検討してほしい。これらの情報の多くは、他の情報源から入手可能である一方、市場参加者がまとめて提出することは大きな負担となる。	高速取引行為者の当局に対する情報提供等に係る措置として、法において事業報告書の作成・提出義務(法第 66 条の 59)が定められたことを受け、監督当局において高速取引行為者の業務運営等の状況を把握する上で必要なものを定めているものであり、ご意見のような除外等を行うことは適当でないと考えられます。
183	現在求められている情報、特に事業報告書の一部として必要とされている情報は広範囲であり、戦略の類型、商品の種類、取引高、市場内及び市場外等、非常に詳細なものである。これらの情報の多くは、特に注文のフラギング・分類が導入された場合には、金融商品取引所又は証券会社を通じて収集可能である。したがって、登録申請者に対してこれらの情報を求めることは、登録申請者にとって非常に収集に時間がかかることになる。これらの理由から、情報の範囲を狭めることについて再検討するよう求める。	
184	事業報告書において様々な取引データを記載する必要があるが、このような取引データは、当局が金融商品取引所等から直接取ることができるのではないか。	

185	<p>別紙様式第 30 号(事業報告書の様式)において、当期の業務概要として当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要及び株主総会での議決事項を記載することとされているが、投資運用業者は、そのファンドの業績について報告することはできるが、一般的な業績予想を提出したり、株主総会を招集することはできない。こうした種類の情報については、該当する場合のみ記載することでよい。</p> <p>また、有価証券の売買の状況に関する項目について、投資運用業者は、(上場、非上場及び立会、立会外取引を区別して)様式において分類されている株式と債券の記録を保存していないため、作業の負担が大変重く時間を要する一方、金融商品取引所は、取引戦略をタグ付けし、詳細な取引情報を保管している。そのため、金融商品取引所にそのような詳細な報告を要求し、高速取引行為者からは株式と債券の一定期間の取引総額(上場、非上場及び立会、立会外取引を分類せず)を年度ごとに報告させることを検討してほしい。</p>	<p>株主総会決議事項の要旨(別紙様式第 30 号の1(4))については、株主総会決議事項がない場合には、記載は不要と考えられます。</p> <p>また、高速取引行為者の当局に対する情報提供等に係る措置として、法において事業報告書の作成・提出義務(法第 66 条の 59)が定められたことを受け、監督当局において高速取引行為者の業務運営等の状況を把握する上で必要なものを定めているものであり、ご意見のような変更を行うことは適当でないと考えられます。</p>
186	<p>施行令第1条の 22 第2号に係る高速取引行為を行う者の場合には、事業報告書に記載する「有価証券の売買の状況」及び「市場デリバティブ取引の状況」は、いずれも記載を要しないとの理解でよい。</p> <p>また、市場外取引の「その他」は、具体的にどのような取引を想定しているか示してほしい。</p> <p>高速取引行為者として登録を受けている法人が高速取引行為に該当しない取引も行っている場合には、事業報告書は、高速取引行為についてのみ記載すればよい。</p>	<p>施行令第1条の 22 第2号に係る高速取引行為を行う者の場合には、事業報告書においては、取引の内容に応じて、①有価証券の売買の状況、②市場デリバティブ取引の状況のいずれかに記載することが必要であると考えられます。</p> <p>また、市場外取引の「その他」については、現時点において、特定の取引を想定しているものではありません。</p> <p>なお、高速取引行為に該当しない取引については、事業報告書における当該①及び②の記載は不要と考えられます。</p>
187	<p>取引戦略ごとの集計が困難な場合には、高速取引の総計を提出する方法で代替してもよい。</p> <p>また、海外の高速取引業者が事業報告書を提出する場合には、別紙様式第 30 号に準じて英語で作成してよいということは、別紙様式第 30 号とは異なる様式で提出することも可能との理解でよい。</p>	<p>別紙様式第 30 号(事業報告書の様式)の1(9)①注意事項1及び②注意事項1では、いずれも、取引戦略ごとに記載することが求められており、総計を提出する方法では不十分と考えられます。</p> <p>また、英語で作成する場合には、別紙様式第 30 号に準じて作成される必要がありますので、異なる様式で作成する場合も、別紙様式第 30 号に即したものとになっていることが必要と考えられます。</p>

188	<p>監査済財務諸表に代えて、未監査財務諸表の提出を認めてもらいたい。監査済財務諸表の提出が必要と決定されるのであれば、事業者の母国で使用されている一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成した財務諸表の提出を認めてもらいたい。</p> <p>また、年度末より8か月以内に事業報告書を提出することを提案する。</p>	<p>事業報告書の貸借対照表及び損益計算書は、必ずしも監査済みであることは求められておりません。</p> <p>また、事業報告書の提出期限は、「毎事業年度経過後3月以内」となっていますが、「外国法人又は外国に住所を有する個人である高速取引行為者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後3月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合」には、承認申請書を提出の上、承認を受ければ、その承認を受けた期間に延長されます(施行令第18条の4の11、金商業等府令第340条)。</p>
189	<p>事業報告書は、一般に公表されることはないか。これには、取引量、取引戦略の詳細、取引時間、登録者の他の事業に関するあらゆる情報など、商業的に機密性の高い情報が含まれている。</p>	<p>事業報告書の記載事項は、公衆の縦覧(法第66条の52第2項)の対象ではありません。</p>
190	<p>財務情報などは細かいところ(特に取引利益)まで要求されているが、株式非公開企業では、そういう情報を公表するのは難しいと思われる。</p>	
191	<p>①金融庁に提出する財務情報は機密保持され、一般に公開されないものとの理解でよいか。</p> <p>②事業報告書の一部として更新された財務情報が継続的に毎月必要とされるのか、登録申請手続の一環として一度だけ必要とされるのか。</p> <p>③自国の会計基準に従って作成された財務諸表を提出することで足り、日本の会計基準で作成された財務諸表は要求されないとの理解でよいか。</p> <p>④提出する財務諸表は未監査のもので十分であるとの理解でよいか。</p> <p>⑤財務諸表は、関連会社を含まず、登録を受ける高速取引行為者のみ提出すればよいか。</p> <p>⑥資産運用会社の場合には、資産運用会社が高速取引行為の取引戦略に係るファンドの財務情報を提供する選択権を有することでよいか。</p> <p>⑦損益計算書の提出を要する場合には、給与等の費用項目の詳細を開示することなく、大項目のみを提供することで足りることよいか。</p>	<p>①事業報告書の記載事項は、公衆の縦覧(法第66条の52第2項)の対象ではありません。なお、国家公務員は、国家公務員法第100条において、秘密を守る義務が課されています。</p> <p>②登録申請書の添付書類として最終の貸借対照表及び損益計算書の提出が必要であるほか、事業年度ごとに提出する事業報告書において貸借対照表及び損益計算書の提出が必要です。</p> <p>③個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p> <p>④事業報告書の貸借対照表及び損益計算書は、必ずしも監査済みであることは求められておりません。</p> <p>⑤・⑥高速取引行為者の貸借対照表及び損益計算書の提出が求められているものと考えられます。</p> <p>⑦登録申請書の添付書類及び事業報告書の貸借対照表及び損益計算書は、費用項目の給与等について、その詳細の記載まで求めているものではないと考えられます。</p>

192	<p>金商業等府令第 339 条第3項によれば、事業報告書(貸借対照表及び損益計算書を含む。)は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って作成するものとされているが、現行の金商業等府令第 246 条の3第3項の外国の特例業務届出者に対する扱いと同様に、指定国際会計基準、修正国際基準又は主たる営業所等の所在する外国における公正妥当な企業会計慣行を含む旨を明示してほしい。</p>	<p>今般の改正では、高速取引行為者と高速取引行為を行う金融商品取引業者について、同様の規定を整備しており、ご指摘の規定は、現行の金融商品取引業者の規定と同様の規定を設けているものです。</p>
(提出期限の承認)		
193	<p>施行令第 18 条の4の 11 ただし書において、外国法人がその本国の法令又は慣行によりその事業年度経過後3か月以内に事業報告書を提出することができない場合には、金融庁長官の承認を受けることが予定されており、金商業等府令第 340 条においては、承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書が要求されているが、法令で事業年度ごとの報告書等の作成義務を負わない会社や、金融グループにおける連結計算のみ行っている場合もある。この場合には、親会社に関する報告書が完成後に作成開始となり、かつ、法令上求められるものでもない場合には法令上の期限が存在しないことになるが、このような場合における承認申請については期限がない旨の法律専門家の法律意見書を提出することとなるがよいか。</p> <p>また、その場合に申請する期限日は翌事業年度最終日となるとの理解でよいか。</p>	<p>承認申請書の添付書類の具体的な内容については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。</p> <p>なお、事業報告書の提出期限に関する承認は、当該事業報告書に係る事業年度の翌事業年度開始後3か月以内に受ける必要があるものと考えられます。</p>
194	<p>他の海外市場における規制と同じく、申請締め切りを決算期の6か月以内としてほしい。</p>	
195	<p>事業報告書の提出期限の延長を検討してほしい。改正案の3か月は、他国の規制に比べて短い(例えば、シンガポールでは免許を受けた会社の提出期間が5か月以内、香港では4か月以内とされている。)。期限が延長されることにより、対象者が十分な時間をもって事業報告書を作成することができ、金融庁に対する期限の延長申請件数も減少すると考えられる。登録を受けた会社が本国の法令又は慣行により期限内に提出を行うことができないと認められる場合には、期間が延長されることは理解してい</p>	<p>今般の改正では、高速取引行為者と高速取引行為を行う金融商品取引業者について、同様の規定を整備しており、ご指摘の規定は、現行の金融商品取引業者の規定と同様の規定を設けているものです。</p> <p>なお、事業報告書の提出期限の延長承認については、その本国の法令だけではなく、慣行により、その事業年度経過後3か月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合も対象となっています(施行令第 18 条の4の 11)。</p>

	る。しかし、本国で具体的な報告義務がないためにこの例外の適用を受けられない会社もあると考えられる。このため、期限を延長することが適切と考える。	
196	事業報告書の提出期限を3か月から4、5か月に延長してほしい。登録業者に追加で1～2か月を与えることにより、報告書において報告される全ての関係データがより終局的なものとなり、煩雑な提出期限の延長申請又は報告訂正を避けることができる。	
▼高速取引行為者の開始等の届出及び廃業等の届出(法第 66 条の 60、第 66 条の 61、金商業等府令第 341 条～第 344 条)		
197	金商業等府令第 341 条第4号の定款(これに準ずるものを含む。)の変更については、パートナーシップ形態やいわゆる LLC のような契約形態に近い組織形態の高速取引行為者にあつては、その収益配分や税務上の取扱いに関わる規定など、当局の規制の上では重要でない事項についての変更が頻繁にあり得る。その度ごとの届出は、規制上の必要性が少なく、他方、海外の高速取引行為者には負担が大きいため、同条第5号の役職員の法令違反の届出と同様に、高速取引の規制上当局として重要な関心を持つ事項の変更に限って届出を求めるようにしてほしい。	法人にとっての根本規則である定款が変更された場合には、当該法人の業務運営に重要な影響を与える可能性があることから、その内容を適時に把握するため、変更の内容を問わず、一律に提出を求めることとしているものです。
198	高速取引行為者の開始等・廃止等の届出書の提出期限を詳細に示してもらいたい。 新たな金融商品の取引、新規の市場での取引の開始又は最初に高速取引行為を開始したときに必要となるのか確認したい。	開始等の届出は「遅滞なく」(法第 66 条の 60)、廃止等の届出は「30 日以内に」(法第 66 条の 61 第1項)届け出ることが必要です。届出事由が生じてからどの程度の期間内に届出を行えば「遅滞なく」届出をしたと言えるかについては、やむを得ない理由があるかどうか等について個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられます。 また、高速取引行為に係る業務を開始したときの届出(法第 66 条の 60 第1号)は、ご質問にあるような新たな取引ごとに必要となるものではないと考えられます。
●フェア・ディスクロージャー・ルール(上場会社による公平な情報開示)		
▼総論		

199	<p>フェア・ディスクロージャー・ルール(以下「FDルール」という。)が導入されることとなったことについて評価したい。公平な情報開示を確保するというルールは、全ての投資家が安心して取引できるために極めて重要な制度であり、資本市場の健全な発展に資するものとする。</p> <p>FDルールは、発行者による早期の情報開示を促進し、ひいては投資家との対話を促進するものである。そのためには、FDルールによる公平な情報開示が「縮小均衡」で達成されるのではなく、「拡大均衡」で達成されるようにすべきである。</p> <p>金融庁においても、引き続き企業等に対し、「重要情報」の範囲をはじめFDルールについての周知徹底を、強くお願いしたい。</p>	<p>FDルールの趣旨にご理解いただきありがとうございます。</p> <p>FDルールの導入には、発行者による公平な情報開示を確保するとともに、発行者側の情報開示ルールが整備・明確化されることで、発行者による早期の情報開示が促進され、その結果として投資家との対話も促進されるといった積極的意義があるとされています。上場会社等においては、FDルールの趣旨・意義を踏まえ、引き続き積極的に情報開示を行うことが期待されています。</p> <p>当庁においても、FDルールの意義やその内容についての理解が深まるよう、企業等への周知を図っていきます。</p>
200	<p>FDルール導入後、ルールに抵触する事象が発生した場合や実務の積上げの中でガイドラインの修正が発生した場合、事例内容について、明示してほしい。また、引き続き、ルール作りの上場会社等が関わることができるよう配慮してほしい。その際、重要情報の範囲を可能な限り明確にして頂くこと、また過度に広がることのないよう、十分な配慮をお願いしたい。</p>	<p>FDルールの実施に当たっては、上場会社等と投資家との対話の中で、実務の積上げを図っていくことが望ましいと考えられているところであり、上場会社等においては、何が重要情報に該当するかについて投資家と積極的に対話することが期待されています。</p> <p>FDルールを踏まえた発行者側での重要情報の管理方法についてはガイドライン案問2において、また、伝達された情報が重要情報に該当するとの指摘を受けたときの対応については同案問3において記載していますが、ルールに関する情報提供やご質問は、上場会社等が有価証券報告書を提出している財務局等において受け付けます。金融庁・財務局では、上場会社等やFDルールの運用実態を把握するとともに、今後の実務の積上げを踏まえ、FDルールの理解に資するよう、必要な情報提供などに努めていきます。</p>
201	<p>「重要情報」に該当する可能性に疑義があり、当局に連絡する場合、どこに連絡・相談することになるのか。</p>	
202	<p>上場会社等と投資家との対話の中で、FDルールの実務の積上げを図っていくに当たり、金融庁としても</p> <p>①「重要情報」の事例について、双方のコンセンサスが得られなかった事例や特異事例などについて、「事例集」の公表による情報の共有</p> <p>②これまでは開示されていた情報の開示を拒むような事例の把握</p> <p>③上場会社等によるディスクロージャーポリシーの開示の推奨</p> <p>などに取り組んで頂きたい。</p>	
<p>▼その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲(施行令第14条の16)</p>		
203	<p>FDルールの対象から、指定外国金融商品取引所に上場されている有価証券が除外されているのは、当該有価証券が、指定外国金融商品取引所に上場されている場合、当該取引所の所在地国の重要情報公表に関する法令等が、一次的に適用されるためとの理解でよいのか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

▼売買等に当たらないもの(重要情報公表府令第3条)		
204	<p>法第 166 条第6項各号のインサイダー取引規制の適用除外となる取引と重要情報公表府令第3条の売買等に当たらないものが一致していない理由は何か。</p>	<p>重要情報公表府令第3条各号においては、FD ルールを踏まえ、上場会社等から取引関係者に対して重要情報の伝達が行われることが想定される行為について規定しております。</p>
205	<p>上場有価証券等に含まれる上場会社等が発行する短期社債(電子 CP)の現先取引にもとづく取得行為は、現先取引の約定時点で確定するものであり、重要情報公表府令第3条第1号に含まれるのか。</p>	<p>電子 CP の現先取引にもとづく取得行為は重要情報公表府令第3条第1号の行為に該当すると考えられます。</p>
206	<p>重要情報公表府令第3条第3号で規定している「投資者を保護するための法令上の手続に従い行う行為」とは、具体的にどのような行為を想定しているのか。</p>	<p>重要情報公表府令第3条第3号で規定している「投資者を保護するための法令上の手続に従い行う行為」としては、公開買付けに対抗するため上場会社等の取締役会が決定した要請に基づき行われる、いわゆる防戦買いが想定されます。</p>
▼取引関係者及び上場有価証券等に係る売買等を行う蓋然性の高い者(重要情報公表府令第4条及び第7条)		
207	<p>重要情報公表府令に規定する取引関係者の範囲に、金融商品取引業者や登録金融機関としての登録を行っていない独立系の M&A アドバイザリー会社やコンサルティング会社が含まれていない。これらの者が、例えば証券会社の投資銀行部門と同様の財務アドバイザリー業務等を行っている場合も、取引関係者に含まれないとの理解でよいか。</p>	<p>重要情報公表府令第4条各号に掲げる者又はその役員等に該当しない者については、同府令第7条に該当しない限り、FD ルールの取引関係者に含まれません。</p>
208	<p>取引関係者について、重要情報公表府令第4条では「登録金融機関」、同府令第7条では「適格機関投資家」が規定されているが、法人が、「登録金融機関」兼「適格機関投資家」である場合については、その役員等は、法第 27 条の 36 第1項第1号と同項第2号の双方に該当するとの理解でよいか。</p>	<p>登録金融機関であり、かつ適格機関投資家でもある者の役員等については、その担当する業務に応じ、それぞれの規定の適用を受けることになると考えられます。その旨を明らかにするため、重要情報公表府令第7条の規定を修正いたします。</p>
209	<p>重要情報公表府令第4条第5号に規定する者とは、具体的にどのような者を想定しているのか、また、投資助言業者は同条第1号に該当するのか。</p>	<p>重要情報公表府令第4条第5号に規定する者は、独立した立場でアナリスト業務を行う、金融商品取引業の登録を受けていない者を想定しています。また、投資助言業者については、金融商品取引業者に該当するため、同条第1号に該当します。</p>

210	<p>重要情報公表府令第7条第3号に該当するのは、法人の主たる目的として有価証券に対する投資を規定している法人等(富裕層が個人ではなく法人として投資を行うため設立する法人等)だけでなく、一般の事業会社が、事業戦略として M&A 等を盛んに行った結果、買収した会社の株式が総資産に占める割合が過半となった場合も、同号に該当するのか。</p>	<p>ある法人その他の団体が、重要情報公表府令第7条第3号に該当するかどうかについては、当該法人その他の団体の定款等において有価証券に対する投資が主たる目的として掲げられているかどうかのみならず、当該法人その他の団体の業務内容も踏まえて判断されます。</p> <p>このため、本質的に投資以外の事業を行う会社であって、有価証券への純投資を目的としない会社であれば、同号には該当しないものと考えられます。</p>
211	<p>生命保険会社の営業担当者が、保険募集や融資営業の過程において、顧客である上場会社等の重要情報の伝達を受ける場合、重要情報公表府令第7条に規定する「上場会社等の投資者に対する広報に係る業務に関して」重要情報の伝達を受けたものではないため、同条に掲げる「取引関係者」に該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>生命保険会社の営業担当者が、顧客である上場会社等の投資家に対する広報とは関連しない形で、保険募集や融資営業の過程において重要情報の伝達を受ける場合については、重要情報公表府令第7条の「取引関係者」には該当しないものと考えられます。</p>
212	<p>決算説明会の個人への公開(インターネットを介してのストリーミング配信等による)を直接的に企業に奨励することまではしないとしても、決算説明会の場で未公開の重要情報を説明会参加者に対してのみ開示することはFDルールの違反になることを明確に企業に対して広く周知してほしい。</p>	<p>上場会社等の決算説明会は、重要情報公表府令第7条第4号に掲げる「運営、業務又は財産に関する情報を特定の投資者等に提供することを目的とした会合」に該当するものと考えられます。</p> <p>このため、当該決算説明会において書面や口頭での説明・質疑応答で重要情報を伝達する場合や意図せず伝達した場合には、FDルールに基づく公表が必要となります。</p> <p>上場会社等においては、FDルールの趣旨・意義を踏まえ、引き続き積極的に情報開示を行うことが期待されています。</p>
213	<p>重要情報公表府令第7条柱書の「法人その他の団体の役員等」には、どのような者が含まれるのか。</p>	<p>「法人その他の団体の役員等」とは、役員やファンドマネージャー、アナリスト等を想定しています。ご意見を踏まえ、その趣旨が明確になるよう、規定の文言を「上場有価証券等に投資をするのに必要な権限を有する者及び当該者に対して有価証券に関連する情報の提供又は助言を行う者」に修正いたします。</p>
214	<p>重要情報公表府令第7条第4号の「投資者等」にはマスコミや報道関係者は含まれないのか。</p>	<p>重要情報公表府令第7条第4号に規定する会合の範囲に関するご質問と考えられますが、同号に規定する会合とは、上場会社等が企業内容を理解してもらうことを通じて投資を促す IR 目的の会合であることから、こうした目的を有しない会合は、同号に規定する会合の範囲には含まれないものと考えられます。</p>
215	<p>重要情報公表府令第7条第4号では「当該会合に出席している間に限る」と規定されているが、同号に規定する会合後に個別に質問した事項についても、「当該会合に出席している間」に含まれるのか。</p>	<p>重要情報公表府令第7条第4号に規定する会合は、上場会社等が企業内容を理解してもらうことを通じて投資を促す IR 目的の会合であることから、ご指摘のようなケースにおいても、上記のような目的をもって行うものであれば、同号に規定する会合に含まれるものと考えられます。</p>

▼重要情報の適切な管理のために必要な措置等(重要情報公表府令第5条及び第6条)		
216	<p>銀行は、上場会社等から外国企業買収に係る融資の相談を受けることがあり、当該上場会社等に対して通貨の金利上昇リスクや為替変動リスクをヘッジする目的で金融商品取引業等(登録金融機関業務)に該当する店頭デリバティブ取引を提案することがある。</p> <p>このような提案を行うことは重要情報公表府令第5条の「金融商品取引業等において利用」することにはならないとの理解でよいか。</p>	<p>上場会社等から、重要情報の伝達を伴う融資の相談を受けた際に、金利や為替に関する店頭デリバティブ取引を提案することは、重要情報公表府令第5条の「金融商品取引業等において利用」することにはならないものと考えられます。</p>
217	<p>登録金融機関である銀行が、登録金融機関業務としてではなく、銀行法上の固有業務である融資業務、又は登録金融機関業務には該当しない銀行法第10条第2項の付随業務(例えばアドバイザー業務)を行う場合、当該業務に従事する者は、重要情報公表府令第6条の「金融商品取引業に係る業務に従事していない者」に該当し、同府令第5条の「的確な措置」が講じられていれば、法第27条の36第1項の「取引関係者」に該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>銀行が、登録金融機関業務としてではなく、融資業務や登録金融機関業務に該当しない付随業務を行う場合、重要情報公表府令第5条に規定する措置が講じられていれば、これらの業務に従事する者は取引関係者に該当しないと考えられます。</p>
218	<p>金融商品取引業者、登録金融機関、信用格付業者、投資法人の代理人弁護士が、ドキュメンテーション・交渉等の履行の過程で上場会社等より重要情報の伝達を受けた場合、当該代理人弁護士は、金融商品取引業者の代理人となるのか、それとも金融商品取引業等以外の業務を行う者となるのか。</p> <p>また、この場合、弁護士法上の守秘義務と法第27条の36第1項ただし書の守秘義務及び取引をしてはならない義務との関係はどうなるのか。</p>	<p>法第27条の36第1項第1号は、取引関係者に該当する者として、金融商品取引業者等又はその「役員等」を規定しており、「役員等」には代理人も含まれることから、弁護士が、金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等に関する代理人として職務を行う場合、取引関係者に該当すると考えられます。</p> <p>この場合、法第27条の36第1項ただし書の適用を受けるためには、当該代理人弁護士に守秘義務が課されていることに加え、代理業務を依頼した金融商品取引業者等に守秘義務が課されていることが求められると共に、両者に売買等をしてはならない義務が課されていることが求められると考えられます。</p>
▼重要情報の伝達と同時に公表することが困難な場合(重要情報公表府令第8条)		
219	<p>上場会社等が、「意図せず重要情報を伝達」、いわば「うっかり漏洩」、をした場合、重要情報公表府令第8条第1号で「同時」でなく「速やかに」公表することが求められているが、伝達を受けた側がインサイダー取引規制の適用を受けるリスクがある以上、このような「うっかり漏洩」を許容すべきではないのではないのか。</p>	<p>取引関係者に意図せず重要情報を伝達した場合には、当該重要情報の伝達と同時にこれを公表することが困難と考えられるため、重要情報公表府令第8条第1号において、「速やかに」公表することが求められる場合として規定しているものです。</p>

220	<p>伝達した相手方の組織において重要情報の適切な管理のために必要な措置が講じられていたと相当な理由をもって考えて伝達したところ、実際には管理措置が不適切であったような場合は、重要情報公表府令第8条第2号の「取引関係者であることを知らなかった場合」に該当するのか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものではありませんが、情報伝達の相手方において重要情報の適切な管理のために必要な措置が講じられていると考えて伝達したところ、実際には管理措置が不適切であったような場合については、「取引関係者に重要情報の伝達を行った時において、当該伝達の相手方が取引関係者であることを知らなかった場合」（重要情報公表府令第8条第2号）に該当し得るものと考えられます。</p>
<p>▼やむを得ない理由により公表することができない場合（重要情報公表府令第9条）</p>		
221	<p>重要情報公表府令第9条第2号で、法第2条第1項第5号（社債券）を除いたのはなぜか。</p>	<p>重要情報公表府令第9条第2号においては、意図しないタイミングで有価証券の募集等に係る情報を公表することにより、投機的売買等により有価証券の価額が変動し、当初予定していた資金調達が行えない可能性があるような有価証券の募集等を規定しています。</p> <p>社債券の募集等に関しては、上記のような可能性があるとは必ずしもいえないため、同号においては規定しないこととしています。</p>
222	<p>重要情報公表府令第9条第2号に規定する行為に、外国会社による証券の発行に係る行為は含まれるのか。</p>	<p>外国会社については、我が国の金融商品取引所にその発行する証券又は証書を上場している外国会社であって、指定外国金融商品取引所に当該証券又は証書を上場していない者が「上場会社等」に該当します（施行令第14条の16第3号）。当該外国会社の発行する証券又は証書に係る募集等の行為は、重要情報公表府令第9条第2号の「これに類する行為」に含まれるものと考えられます。</p>
223	<p>上場会社等が公開買付けの対象となっている場合は、重要情報公表府令第9条の「やむを得ない理由により公表することができない場合」に含まれているのか。</p>	<p>上場会社等が公開買付けの対象となっている場合について、重要情報公表府令第9条第1号りの資本又は業務上の提携に該当する場合には、重要情報を公表することにより、その行為の遂行に重大な支障が生ずるおそれがあるのであれば、「やむを得ない理由により公表することができない場合」に該当するものと考えられます。</p>
224	<p>重要情報公表府令第9条に規定する、やむを得ない理由により重要情報を公表することができない場合として、会社法上の組織再編、株式等の発行による資金調達等が挙げられているが、以下の行為についても、公表すれば会社に不利益が生じるおそれがあり、「やむを得ない理由」として追加してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 非上場会社の買収 ② 第三者割当増資や外国での公開買付けによる子会社化 ③ 民事再生・会社更生の申立て ④ 子会社株式の現物分配による子会社のスピンオフ ⑤ 子会社が行い、又は行おうとする行為 	<p>ご意見を踏まえ、重要情報公表府令第9条第1号に、取引関係者が受領した情報が、①～④の組織再編等や、上場会社等の親会社及び子会社並びに外国会社及び投資法人等が行う組織再編等に係るものである場合も含まれるよう修正いたします。</p> <p>なお、現時点において重要情報公表府令第9条で規定する必要があると考えられるものについては、ご意見を踏まえた修正により手当てしていることから、今回は包括条項を設けないこととしております。</p>

	⑥ 親会社が行い、又は行おうとする行為	
225	重要情報公表府令第9条に関し、事業活動が複雑化する中では、限定列挙された行為以外にも、「当該重要情報を公表することにより、当該行為の遂行に重大な支障が生ずる」ケースが発生する可能性があることから、同条に、包括条項を設けてほしい。	
226	「募集若しくは売出し又はこれに類する行為」とあるが、「類する行為」とは、例えば施行令第1条の7の3に掲げる行為等であって、当該行為等を事前に公表することで、発行若しくは売却に重大な支障が生じるおそれがあることが想定されるものが含まれるとの理解でよいか。	個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものではありませんが、ご指摘のような行為が募集又は売出しに類似する形態で行われる場合には、重要情報公表府令第9条の規定に該当し得るものと考えられます。
227	上場会社等が自社の M&A やエクイティファイナンスを相談している証券会社等の取引関係者がこうした活動に関する重要情報を、他の取引関係者に伝達したことを把握した場合でも、重要情報公表府令第9条に規定する「やむを得ない理由」があれば、上場会社等がその重要情報を公表しないことを許容しているが、このような理由があっても、重要情報を知っている者がインサイダー取引規制の適用を受けるリスクがある以上、情報の公表を求めるべきではないか。	FD ルール・タスクフォースにおいては、進行中の M&A やエクイティファイナンスに関する情報がルールの対象となる情報受領者から漏れたような場合など、当該案件の進捗度合いによっては、当該情報を公表することが困難な場合もあり得るとの指摘がされました。 このような指摘を踏まえ、法第 27 条の 36 第3項ただし書では、上場会社等が、守秘義務を負って上場会社等から重要情報の伝達を受けた取引関係者が、守秘義務に違反して当該重要情報を他の取引関係者に漏らしたことを知った場合であっても、「やむを得ない理由により当該重要情報を公表することができない場合その他の内閣府令で定める場合」には公表が不要とされているものです。
▼重要情報の公表の方法(重要情報公表府令第 10 条)		
228	重要情報の公表方法について、重要情報公表府令第 10 条第2号柱書の「(次に掲げる・・・12 時間が経過した場合に限る。)」は削除すべきではないか。インサイダー取引規制の場合には、公表後に取引できるとの効果を生じさせるために、日刊紙等の報道機関への伝達から 12 時間の経過が必要になるが、FD ルールにおける公表はこのような効果を生じさせることとはないと考える。	FD ルールは、投資家に対する公平かつ適時な情報開示を確保し、全ての投資家が安心して取引できるようにするためのルールです。このため、特定の者に重要情報を提供する際に、同時又は速やかに他の投資家にも当該情報を提供するには、他の投資家に周知される方法で当該重要情報を提供する必要があります。 報道機関への公開による情報の公表方法については、当該情報が他の投資家に周知されるには 12 時間の経過が必要と考えられていることから、投資家間の公平を確保する観点から、2以上の報道機関への公開から 12 時間が経過することを要件としております。

229	<p>重要情報の公表方法として、EDINETやTDnetを利用する方法のほか、上場会社等のウェブサイトに掲載する方法も認められているが、「重要情報が集約されている場合」とは具体的にどのような状況か。</p> <p>また、「容易に重要情報を閲覧することができるようにされているとき」とは、上場会社等のウェブサイトのトップページへの掲載は必須ではなく、トップページ等から遷移するなどして重要情報を投資家が合理的に発見できる場合も含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>上場会社等は、重要情報を公表する際は分かりやすい方法で公表することが求められています。</p> <p>「重要情報が集約されている場合」とは、投資家が重要情報を閲覧しやすいよう、上場会社等のウェブサイト上で見やすく、まとめて提供されている状態をいいます。例えば、タイトルに「IR情報」とあるカテゴリの中に全ての重要情報が掲載されていれば、原則として「重要情報が集約されている場合」に該当するものと考えられます。</p> <p>「容易に重要情報を閲覧することができるようにされているとき」とは、例えば、当該重要情報を閲覧するために会員登録を行う必要がない場合など、投資家が特別の行為をすることなく、当該重要情報が記載されたページにアクセスすることができる場合をいいます。</p>
230	<p>重要情報公表府令第10条第5号において、ウェブサイトに掲載したときから「一年以上投資者が無償でかつ容易に重要情報を閲覧することができるようにされているとき」に限定しているが、期間を設定している趣旨は何か。</p> <p>また、上場会社等が、不測の事態により実際には1年間継続して掲載できなかつたとしても、遡って未公表と扱われるものではない(会社法第940条、第941条に規定するような、電子公告の公告期間中の調査等に類似する厳密さは求められない)との理解でよいか。</p>	<p>FDルールにおける公表方法については、投資家に対する公平かつ適時な情報開示を確保する観点から、投資家が、いつでも、上場会社等のウェブサイトに掲載された重要情報に容易にアクセスできるよう、当該重要情報が一定期間継続して掲載されていることが必要と考えられます。</p> <p>このため、他の公表方法によって重要情報を公表した場合に当該重要情報を閲覧することのできる期間との関係も考慮して、「少なくとも1年以上」との要件を設けています。この場合、「少なくとも1年以上」とは、ウェブサイトに掲載した時点で上場会社等において当該重要情報を1年以上継続して掲載する態勢がとられていれば足り、その後不測の事態等により当該重要情報が閲覧できない期間が生じたとしても、遡って公表が行われていなかったことにはならないものと考えられます。</p>
231	<p>重要情報公表府令第10条第5号に規定する公表方法として認められるのはウェブサイトへの掲載だけであり、ツイッターその他のSNSの場合は「公表」の方法としては認められないとの理解でよいか。それともウェブサイトと同様のものとして実質的に許容する余地があるのか。</p>	<p>また、FDルール・タスクフォースでは、FDルールにおける公表方法について、我が国におけるSNSの利用状況を考慮した上で、上場会社等が開設したウェブサイトによる情報開示を想定した報告がとりまとめられたところです。</p> <p>なお、公表の方法は文章のみに限られず、映像や音声による方法も含まれます。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引関係者への伝達と同時にウェブサイトでその動画を流すようなウェブキャストによる方法については、予めウェブキャストによる公表が行われる日時等が投資家に周知されており、投資家が容易に視聴できる措置が取られている場合、 ・取引関係者との会合後に当該会合についての映像・音声をウェブサイトに掲載する方法については、少なくとも1年以上、当該映像・音声をウェブサイトに掲載している場合
232	<p>決算説明会等の様子を音声・動画としてウェブサイトに掲載する方法は、重要情報公表府令第10条第5号に規定するウェブサイトに重要情報を掲載する方法として認められるとの理解でよいか。</p>	<p>には、重要情報公表府令第10条第5号に基づく公表として認められると考えられます。</p>

233	<p>上場会社等がそのウェブサイトにて重要情報を掲載する方法については、外国語のみによる掲載は可能か。</p>	<p>上場会社等がそのウェブサイトにて重要情報を掲載する方法は、通常、日本語により掲載されるものと考えられます。ただし、プロ向け市場についての、英語のみによる掲載を認めることが適当な場合の有無等については、今後検討していきます。</p>
234	<p>法第 27 条の 36 第 1 項柱書に規定する「公表されていない重要な情報」の「公表」とは法第 166 条第 4 項及び施行令第 30 条に規定する公表に限られず、法第 27 条の 36 第 4 項及び重要情報公表府令第 10 条に定める方法による公表が含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
235	<p>情報提供者が明らかにされないスクープや観測記事は、時には誤報道で投資家等を混乱させることもある。全米 IR 協会の実務指針では、報道機関についても Regulation FD の対象となる情報受領者と同様に扱うべきだとされており、我が国でも「特定の報道機関」への「選択的開示」を実施する場合、「自社ウェブサイトへの掲載」を併せて実施することをガイドライン等で推奨してほしい。</p>	<p>今回策定された FD ルールにおいては、法が資本市場に関わる者を律する法律であることも踏まえ、ルールの対象となる情報受領者の範囲として、有価証券の売買に関与する蓋然性が高いと想定される者を規定しています。</p> <p>なお、上場会社等において、重要情報を公表する前に、当該重要情報が報道されたようなケースにおいては、金融商品取引所が定める適時開示規則により、不明確な情報の真偽を明らかにする開示を求められております。</p>
<p>● 投信法施行規則</p>		
236	<p>投信法施行規則第 244 条第 1 項第 3 号ハに記載の「支配人その他の重要な使用人」とは、会社法第 362 条第 4 項第 3 号(監査等委員会設置会社においては会社法第 399 条の 13 第 4 項 3 号)に規定する、取締役会決議による選任が義務付けられている「支配人その他の重要な使用人」と同義であるとの理解でよいか。</p> <p>なお、指名委員会等設置会社においては、会社法上、取締役会の専決事項として「支配人その他の重要な使用人」の選任が定められておらず、実務上は取締役会決議によって委任を受けた執行役が「支配人その他の重要な使用人」の選任を行うことが想定される。この場合、取締役会決議によって委任を受けた執行役により選任される「支配人その他の重要な使用人」が投信法施行規則第 244 条第 1 項第 3 号ハに記載の「支配人その他の重要な使用人」に当たるとの理解でよいか。</p> <p>保険業法第 2 条に定める相互会社が投資法人の資産運用会社の親会社等または主要株主である場合については、保険業法第 53 条の 14 第 4 項第 3 号(監査等委員会設置会社におい</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

ては第 53 条の 23 の 3 第 4 項第 3 号)に規定する、取締役会決議による選任が義務付けられている「支配人その他の重要な使用人」が、投信法施行規則第 244 条第 1 項第 3 号ハに規定する「支配人その他の重要な使用人」と同義であるとの理解でよいか。

なお、相互会社が指名委員会等設置会社である場合については、前述の会社法における指名委員会等設置会社と同様に、取締役会決議によって委任を受けた執行役により選任される「支配人その他の重要な使用人」が投信法施行規則第 244 条第 1 項第 3 号ハに記載の「支配人その他の重要な使用人」に当たるとの理解でよいか。